

平成28年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（3月25日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	3
開会	4
開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
施政方針	4
（伊藤管理者）	4
議案第5号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	10
表決	11
議案第6号，同第7号，同第8号，同第9号，同第10号，同第11号，同第12号， 同第13号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	11
表決	13
議案第14号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	14
表決	16
議案第15号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	17
補足説明（大場副管理者）	18
質疑	21
小沢和悦君	21
（答弁）羽田施設整備課長	21
小沢和悦君	21
（答弁）羽田施設整備課長	21
小沢和悦君	22

(答弁) 羽田施設整備課長	2 2
小沢和悦君	2 2
(答弁) 羽田施設整備課長	2 2
小沢和悦君	2 2
(答弁) 大場副管理者	2 2
小沢和悦君	2 3
(答弁) 大場副管理者	2 3
小沢和悦君	2 3
(答弁) 大場副管理者	2 4
小沢和悦君	2 4
(答弁) 林教育次長	2 4
小沢和悦君	2 6
(答弁) 林教育次長	2 6
小沢和悦君	2 7
只野直悦君	2 7
(答弁) 門脇業務課長	2 7
只野直悦君	2 7
(答弁) 門脇業務課長	2 7
只野直悦君	2 8
(答弁) 門脇業務課長	2 8
只野直悦君	2 8
(答弁) 門脇業務課長	2 8
只野直悦君	2 8
(答弁) 門脇業務課長	2 8
只野直悦君	2 8
(答弁) 門脇業務課長	2 8
只野直悦君	2 9
(答弁) 門脇業務課長	2 9
只野直悦君	2 9
(答弁) 羽田施設整備課長	2 9
只野直悦君	2 9
(答弁) 羽田施設整備課長	2 9
只野直悦君	3 0
(答弁) 羽田施設整備課長	3 0
只野直悦君	3 0

(答弁) 羽田施設整備課長	3 0
只野直悦君	3 0
(答弁) 早坂消防本部消防次長	3 0
只野直悦君	3 1
(答弁) 早坂消防本部消防次長	3 1
只野直悦君	3 1
(答弁) 早坂消防本部消防次長	3 1
只野直悦君	3 1
(答弁) 早坂消防本部消防次長	3 1
只野直悦君	3 2
休憩・再開	3 2
只野直悦君	3 2
(答弁) 林教育次長	3 2
只野直悦君	3 3
(答弁) 林教育次長	3 3
只野直悦君	3 3
(答弁) 林教育次長	3 3
只野直悦君	3 3
(答弁) 林教育次長	3 3
只野直悦君	3 3
(答弁) 林教育次長	3 3
只野直悦君	3 4
表決	3 4
議案第16号	
提案理由の説明(小沢和悦君)	3 4
討論・表決	3 8
一般質問	
小沢和悦君	3 8
(答弁) 伊藤管理者	3 9
(答弁) 猪股副管理者	4 1
(答弁) 早坂副管理者	4 2
(答弁) 相澤副管理者	4 2
小沢和悦君	4 3
(答弁) 大場副管理者	4 3
小沢和悦君	4 4

(答弁) 大場副管理者	4 5
小沢和悦君	4 5
(答弁) 大場副管理者	4 5
小沢和悦君	4 5
加藤善市君	4 6
(答弁) 大場副管理者	4 9
加藤善市君	5 0
(答弁) 大場副管理者	5 1
閉会	5 2

平成28年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成28年3月25日（金）

午前10時10分開会～午後2時25分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 施政方針
- 第4 議案第 5号 財産の取得について
- 第5
  - 議案第 6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
  - 議案第 7号 大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
  - 議案第 8号 大崎地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 9号 大崎地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第10号 大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第11号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第12号 大崎地域広域行政事務組合管理者、副管理者、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第13号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第14号 平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
- 第7 議案第15号 平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算
- 第8 議案第16号 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染「廃棄物」の安全な管理及び処理に関する意見書
- 第9 一般質問

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 施政方針

- 日程第4 議案第5号 財産の取得について
- 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第7号 大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 大崎地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 大崎地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第10号 大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 大崎地域広域行政事務組合管理者、副管理者、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第14号 平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第15号 平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算
- 日程第8 議案第16号 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染「廃棄物」の安全な管理及び処理に関する意見書

日程第9 一般質問

#### 4 出席議員（15名）

1番	佐藤清隆君	2番	氷室勝好君
3番	加藤善市君	4番	只野直悦君
5番	小沢和悦君	6番	佐藤貞善君
7番	今野公勇君	8番	下山孝雄君
9番	伊藤淳君	10番	米木正二君
11番	遠藤积雄君	12番	門田善則君
13番	吉田眞悦君	14番	藤田洋一君
15番	山岸三男君		

#### 5 欠席議員（なし）

#### 6 説明員

管理者 伊藤康志君                      副管理者 猪股洋文君

副 管 理 者	早 坂 利 悦 君	副 管 理 者	相 澤 清 一 君
副 管 理 者	大 場 敬 嗣 君	会 計 管 理 者	鎌 田 孝 博 君
会 計 課 長	高 橋 幸 志 君	事 務 局 長 兼 総 務 課 長	瀬 戸 晃 君
ほなみ園長	佐々木 孝 君	施 設 整 備 課 長	羽 田 昌 勝 君
業 務 課 長	門 脇 修 司 君	施 設 管 理 課 長	今 野 正 君
消 防 本 部 長	大久保 記一朗 君	消 防 本 部 長	早 坂 久 寿 君
消 防 本 部 長	大 石 誠 君	消 防 本 部 長	工 藤 和 則 君
消 防 本 部 長	上 野 清 彦 君	消 防 本 部 長	生 出 一 行 君
危 機 対 策 課 長		消 防 課 長	
古川消防署長	千 葉 博 之 君	鳴子消防署長	斎 藤 強 君
加美消防署長	櫻 井 俊 文 君	遠田消防署長	田 村 雄 一 郎 君
監 査 委 員	柴 原 一 雄 君	監 査 委 員 長	玉 澤 永 吉 君
教 育 長	青 沼 拓 夫 君	事 務 局 長 兼 教 育 次 長 兼 総 務 課 長	林 達 也 君

#### 7 議 会 事 務 局 出 席 職 員

議 事 係 長	佐々木 聡 君	主 査	米 澤 美 紀 子 君
総 務 課 長 補 佐	川 鍋 正 敏 君	総 務 課 長 総 務 企 画 係 長	大 森 恭 君

会 議 の 経 過

開 会

午前10時10分

○議長（佐藤清隆君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成28年第2回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

---

開 議

○議長（佐藤清隆君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

---

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤清隆君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。5番小沢和悦議員、9番伊藤 淳議員のお二人をお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

---

「日程第2 会期の決定」

○議長（佐藤清隆君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

「日程第3 施政方針」

○議長（佐藤清隆君） 日程第3 施政方針。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） おはようございます。施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成28年第2回大崎地域広域行政事務組合議会定例会が開催されるに当たり、広域行政に関する所信の一端と施策の概要を申し述べ、議員皆様並びに圏域住民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

我が国の経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政施策」、「民間投資を喚起する成長戦

略」を柱とする経済財政政策の一体的推進により、雇用の増加や賃金上昇に影響を与え、景気は緩やかな回復基調が続いていると言われております。また、物価動向については、原油価格の下落の影響はあるものの、経済の好循環が進展しており、物価の基調は緩やかに上昇しております。地方経済にあっても、消費の回復には地域ごとにばらつきはあるものの、雇用・所得面での改善が波及しつつあります。

今後は、昨年度末に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の効果により、「希望を生み出す力強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の新たな「三本の矢」の実現に向けた一体的な成長が見込まれておりますが、先般発表されたマイナス金利政策による動向が日本経済に与える影響についても、まだ未知数であり、今後の推移を注視していく必要があります。

さて、甚大な被害をもたらしました東日本大震災から丸5年が経過いたしました。被災地の復旧・復興の取り組みは着実に進んでいると言われておりますが、沿岸部においては、まだ災害の爪跡が散見され、大崎広域圏においては、「平成27年9月関東・東北豪雨」災害による河川などの公共施設の復旧や被災者に対する支援など、完全なる復旧・復興へ向けて復興の量の確保とともに質の向上が課題であり、今後とも支援と連携が必要と感じております。

構成市町におきましては、引き続き震災復興事業や豪雨災害復旧復興事業、そして地方再生総合戦略事業などに鋭意取り組んでおり、事業推進を図るためには財源の確保が必要不可欠となります。

こうした硬直化する財政状況を踏まえ、当組合におきましては、新消防本部庁舎整備事業、西地区熱回収施設整備事業、再編統合による斎場整備事業、プラネタリウム設備整備事業など、取り組むべき大規模事業が数多くありますが、いずれの事業においても、住民・利用者の利便性を第一に考え、施設の合理的な運営管理手法など、さらなる財政健全化に向けた行財政改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本年度は組合統合10周年の節目を迎え、これまで懸案でありました組合章を制定しました。会場出入口に表示をいたしております。本年4月1日から佩用することになります。これにより組合職員としての自覚と責任を促し、一層の意識高揚を図り、もって圏域住民の安全・安心を提供できるよう努めてまいります。

以下、施策の概要について申し上げます。

広域市町村圏計画について申し上げます。

昨年度、前倒しで見直しが行われた「広域市町村圏計画」には、新消防本部庁舎整備事業を初めとする多くの大規模事業が位置づけられております。事業実施年度及び財政計画に従って、組合財政の大宗をなす構成市町負担金及び財源措置を明らかにして計画の実現へ向けてまいります。

環境衛生について申し上げます。

廃棄物処理については、一般廃棄物処理計画に基づき進めておりますが、ごみの減量が組合

の喫緊の課題となっております。平成26年10月に、ごみ減量化検討委員会から「ごみの減量化・3Rの推進」を重点とする提言が報告されました。その提言をもとに構成市町や関係団体と協議を重ね、ごみの減量化・3Rを推進する取り組みとして、本年4月より色麻町全域と加美町の一部をモデル地区として「雑紙」を分別回収して資源化量を調査し、今後の事業展開につなげてまいります。さらに、食材の使い切り・食べ切り・生ごみの水切りの3切り運動を構成市町とともに推進し、ごみの減量化を図ってまいります。

また、本年7月を目途に「小型家電製品」の拠点回収を実施し、資源化を図ってまいります。圏域住民の御理解と御協力を得ながら、ごみの減量化に努めてまいります。

次に、斎場施設の運営管理について申し上げます。

現在、5斎場とも施設の運転管理については、業務委託を行っており、おおむね順調に業務を行っております。各施設の老朽化による修繕費などの増加が見込まれておりますので、計画的な点検修繕や周辺の環境改善を行いながら、安定した施設運営に努めてまいります。

ごみ処理施設運営について申し上げます。

「平成27年9月関東・東北豪雨」で発生した廃棄物の処理は、平成26年に施設管理の一体化を図るため「施設管理課」を設置した利点を生かし、施設間の総合調整を迅速かつ円滑に行えたことで、災害ストックヤードなどの処理もスピード感をもって進めることができ、12月には、可燃ごみ約637トン・不燃ごみ約72トンの全ての処理を終了することができました。今後も計画的な施設の相互利用ができますよう努めてまいります。

大崎広域中央クリーンセンターについては、西地区熱回収施設供用開始までの延命化を図るため、今年度は1号煙突更新工事を実施し、引き続き2号煙突更新工事及び煙道ダクト更新工事を平成28年度に実施してまいります。今後も計画的な延命化工事とあわせ予防保全を含めた修繕工事を実施し、新施設竣工まで周辺環境に配慮し、円滑に焼却処理できるよう努めてまいります。

また、大崎広域東部クリーンセンターについては、中央クリーンセンター延命化工事などによるごみの移動に対応できるよう、焼却炉の心臓部である水冷ストーカの更新工事を実施し、円滑に焼却処理ができるよう努めてまいります。

なお、玉造クリーンセンター・リサイクルセンターについても、計画的な補修などを実施し、安全で安定した施設運営に努めてまいります。

焼却灰の処理施設、最終処分場については、大日向クリーンパークの稼働から1年以上経過しているところですが、現在、侵出水の処理も安定しており、引き続き安全で安定した埋め立て及び維持管理に努めてまいります。

し尿処理施設運営について申し上げます。

平成27年3月に延命を目的とした大規模修繕を実施した桜ノ目衛生センターについては、2年目を迎え、良好な環境のもと、安定的に稼働しております。経年劣化が進んでいる施設もありますことから、予防保全を前提とした計画的な修繕工事などを実施し、安全で安定した施

設運営に努めてまいります。また、平成28年度には大崎広域六の国汚泥再生処理センターのコンポスト生産には欠かせない設備である熱交換機器などの更新補修工事を実施し、循環型社会形成の推進に寄与してまいります。

西地区熱回収施設整備事業について申し上げます。

当事業については、平成26年7月から西地区熱回収施設等調査を業務委託し、本年2月29日までに施設整備基本計画及び生活環境影響調査などを完了しております。

また、平成27年11月26日から平成28年12月22日までの工期をもって統一発注仕様書の作成等を行うため、(仮称)大崎広域新リサイクルセンター整備等発注支援業務を委託し、28年度中の新リサイクルセンター建設工事発注に向けて準備を進めております。

なお、関係する土地所有者との用地買収については、3月11日をもって全ての仮契約を締結しております。

施設整備計画に当たり、古川桜ノ目地区会から要請書が提出されたことから、地区住民代表と大崎市並びに当組合と協議を重ね、地域振興に十分な配慮を行うため、地元住民と学識経験者並びに大崎市職員や当組合職員を含め、18名の委員による大崎広域西地区熱回収施設整備等・周辺環境整備推進協議会を設置し、本年2月25日に第1回協議会を開催いたしました。今後とも住民から信頼される施設整備に向け、協議会で広く意見を求め、御理解と御協力を得ながら努めてまいります。

斎場整備事業について申し上げます。

平成26年7月から構成市町衛生主管課長並びに組合所管課長で構成する大崎広域新斎場建設検討会議を立ち上げ、これまで5回の検討会議を開催、候補地の絞り込み、評価を行い、2月末で業務を完了しております。また、本年1月から候補地周辺行政区などへ斎場整備事業の説明と意見交換会を開催しております。今後についても、建設用地の取得に向けて御理解と御協力が得られるよう進めてまいります。

消防行政について申し上げます。

昨年の国内における災害状況は、全国各地で記録的豪雨などの自然災害が猛威を振るい、大崎圏域初の大雨特別警報が発令された「平成27年9月関東・東北豪雨」では、河川の決壊などにより浸水被害や土砂災害が発生し、大きな被害をもたらしました。

当消防本部では全職員を参集し、活動体制を整え災害対応に当たり、中でも被害の大きかった大崎市西荒井地区においては、消防団を初め自衛隊、海上保安庁、警察機関などの協力を得て多くの被災者を救出したところであります。今後も自然災害への備えに万全を期し、関係機関と連携しながら迅速かつ的確な消防活動に努めてまいります。

平成27年中の大崎圏域における災害発生状況について申し上げます。

火災発生件数は74件で、前年比9件の減少となり、昭和45年の大崎消防本部発足以来最も少ない件数となりました。火災による死者は3名で、前年比4名の減少となっております。今後も火災発生件数の抑止とともに、火災による死者・負傷者の根絶を目指して消防団・婦人

防火クラブなどと連携を図りながら火災予防に努めてまいります。

救急出動件数は9,458件で前年比301件の増加となり、過去最多の件数となりました。ふえ続ける救急需要に対し、救急車の正しい利用方法について広く周知を図りながら、傷病者に対する迅速かつ的確な救急活動を実施してまいります。

新消防本部庁舎整備事業について申し上げます。

昨年6月に委託契約を締結した新消防本部庁舎整備基本設計業務については、本年1月15日に業務を完了しており、地上5階建てで免震構造とする延べ面積が4,688平米の庁舎棟のほか、車庫兼防災倉庫や訓練施設を建築する計画としております。

主な特徴としては、自家用給油取扱所や屋上への非常用発電設備の設置を計画するとともに、施設の一部に応急救護所や物資のストックヤードとしても活用できるスペースを設けるなど、災害活動拠点としての機能を十分に発揮できる仕様としております。また、圏域住民の防災意識高揚を図るため、防災展示スペースや研修室を設け、住民の皆様にも広く活用いただける庁舎としております。

平成28年度は、引き続き用地契約を進めるとともに実施設計及び地質調査に着手し、庁舎建設に向け、より具体的な検討を進めてまいります。

消防車両及び救急資器材の整備について申し上げます。

消防車両の整備につきましては、三本木出張所配備の消防ポンプ自動車を三本木スマートインターから水利がない高速自動車道に先着して効果的な消火活動ができるよう、水槽付きの消防ポンプ自動車へ更新いたします。

次に、救急車両の整備についてでございますが、緊急防災減災事業債を活用し、加美消防署配備の高規格救急自動車を更新し、あわせて心肺停止状態の傷病者に対して使用する除細動器や人工呼吸器などの高度救命処置用資器材を整備し、さらなる救命率の向上に努めてまいります。

予防行政について申し上げます。

全国で住宅火災における死者の割合が、約7割が65歳以上の高齢者であることを踏まえ、ひとり暮らし高齢者や障害者居住世帯などの自力避難困難者を対象にした住宅防火対策を強化するとともに、設置義務化から10年目を経過する住宅用火災警報器の適切な維持管理を促進するため、消防団・婦人防火クラブと連携した啓発活動を実施いたします。また、消防法違反対象物の公表制度に向け、違反の是正強化に努め、圏域住民の安全・安心を確保する予防行政を推進してまいります。

消防の広域応援について申し上げます。

国の緊急消防救助隊に係る増隊計画に基づき、今年度は宮城県緊急消防援助隊に当消防本部から1隊を追加し、合計11隊を登録したところであります。南海トラフ及び首都直下地震などの発生が懸念される中、来年度におきましても、関係機関と連携を図りながら効率的な運用に努めてまいります。

消防職員の人材育成について申し上げます。

団塊世代の職員が定年退職しましたことから、消防活動能力を維持するため、若手職員を対象とした各種災害対応訓練や研修を実施して知識や技術の向上に努めてまいります。さらに、これまで同様、救急救命士の養成や消防大学校への研修のほか、総務省消防庁や宮城県を初め8名の職員を派遣し、職員の人材育成に努めてまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

大崎生涯学習センターにつきましては、平成28年度も圏域住民の生涯学習拠点として、「夢づくり」「人づくり」「地域づくり」の3つの基本方針のもとで、プラネタリウムや多目的ホールなどの施設機能を最大限に生かしながら住民主体の各種生涯学習事業を推進するとともに、新たな生涯学習時代を見据え、施設の改修と機能の充実に力を入れてまいります。

「夢づくり」については、プラネタリウム投映、星をみる会及び星空音楽会など星空や宇宙への関心を高める事業並びに映画会、各種生涯学習講座及び各種フェスティバルなど魅力ある事業を推進してまいります。今年度のプラネタリウム観覧者数は3月1日現在で2万2,197人となっております。引き続き圏域住民の明るく豊かな心と大きな夢を育ててまいります。

「人づくり」については、圏域住民が主体となった各種生涯学習事業を展開しながら世代や地域を越えた交流と学び合いを促進することにより、一人ひとりの生涯学習推進と大崎を担う人材の育成を推進してまいります。

「地域づくり」については、主体的に活動する個人や団体が積極的に地域とかがかわるとともに強いきずなとネットワークで結ばれることにより、活力に満ちた新たな大崎地域をつくる原動力となるよう、圏域内外の学校教育・社会教育機関及び各種生涯学習団体と連携しながら事業運営や情報発信に努めてまいります。

また、開館以来17年が経過し、経年劣化が進む施設全体の修繕及び設備の更新を年次計画に基づいて効率的かつ効果的に実施します。施設の中核であるプラネタリウム機器については、平成28年度大規模改造工事に着手することによって安定的な運営を確保し、最新機器を活用した質の高い番組の提供により来館者の増加と圏域住民に対する質の高い生涯学習機会の提供を図ってまいります。

平成27年度には地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、当組合におきましても教育の大綱の策定とともに教育のための諸条件の整備や教育の重点施策に関する調整を図る目的で総合教育会議を開催したところであります。引き続き、大崎圏域の社会教育及び生涯学習の充実と発展に力を入れてまいります。

大崎広域ほなみ園事業について申し上げます。

平成28年度におけるほなみ園の運営については、児童発達支援が29名在籍の開始予定であり、障害の状況と園児の実態に合わせたきめ細かな療育プログラムを立て、小さな気づきを大事に受けとめながら、より丁寧なかかわり合いに努め、療育に当たってまいります。

また、保育所等訪問支援は訪問支援員と児童発達支援管理責任者がペアを組んで施設を訪問

し、障害児本人に対する集団生活への適応のための訓練や訪問先施設のスタッフに対して支援方法の指導助言を行います。障害児相談支援事業においては、児童福祉法で定められている障害児通所支援のサービスを利用する児童に対して障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援事業と、障害者総合支援法で定められている障害福祉サービスの短期入所や居宅介護を利用する児童に対してサービスなど利用計画を作成する指定特定相談支援事業を実施するものであります。

今後、ほなみ園は福祉型児童発達支援センターとして職員体制の充実を図るため、児童発達支援管理責任者や相談支援専門員の資格取得に向けた研修を順次計画的に受講するなど、職員の資質向上と育成に努めるとともに、地域支援事業である開放事業「みんなの広場」やほなみ園の療育を公開し、また障害児に対する専門的知識や技術を広めるための研修事業「公開講座」の実施、さらには外部からの講師を招いての園内研修や園外の研修などにも積極的に取り組み、利用者の要望や課題に応えるよう関係機関などとの連携を密に図りながら療育指導と環境整備に努めてまいります。

以上、施策の概要について申し上げましたが、共同処理事務事業のさらなる効率性と効果的運営に努め、圏域住民皆様が安全で安心なサービスが受けられるよう最大限努力してまいります所存でございます。御理解と御協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。

---

#### 「日程第4 議案第5号 財産の取得について」

○議長（佐藤清隆君） 日程第4 議案第5号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第5号財産の取得について提案理由を述べさせていただきますが、西地区熱回収施設等整備事業のため、事業と事業用地取得に深い御理解と心温まる御協力を賜りました地権者の皆様と大崎市古川桜ノ目地区の皆様、そして組合議会議員の皆様に改めてこの場をおかりいたしまして御協力と御支援に感謝を申し上げるものでございます。ここまで来するには紆余曲折がございましたが、施設整備の老朽化のため処理能力が低下しつつあるリサイクル施設とごみ焼却施設の建設を進められることになりました。改めて感謝御礼を申し上げ、提案の理由の説明を申し上げさせていただきます。

議案書の1ページ及び議案第5号関係資料の1ページをお開き願います。

本案は平成28年2月16日の第1回組合議会臨時会において用地取得費、物件移転補償費の補正予算の御可決を賜り、また西地区熱回収施設等整備事業の事業用地と物件移転補償として古川税務署と租税特別措置法の適用事業の認可について事前協議を進め、平成28年2月29日に認可を受けたところでございます。

補正予算措置以降、地権者と土地売買の詳細協議を行い、当組合の施設の必要性和循環型社会形成の推進に深い御理解と御協力をいただき、3月11日までに全ての土地売買仮契約を締

結いたしました。

事業用地として取得する土地の所在地は、大崎市古川桜ノ目字新高谷地388番1のほか5筆、地権者3名でございます。面積は1万4,850.35平方メートル、代替用地として取得する大崎市古川沢田字沼ノ上5番1の土地、地権者1名でございますが、1,625平方メートルの土地を合わせて2億7,820万円で取得するものでございます。

取得する単価につきましては、不動産鑑定評価により売買価格などを参考としながら価格提示し、地目宅地で平方メートル標準価格1万8,500円で合意いたしました。

物件移転補償としては、地権者3件、建物11棟、工作物を含むその他一式で11億5,877万7,000円で合意し、仮契約の締結をいたしましたことから御提案申し上げるものがあります。

以上、議案第5号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤清隆君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第5 議案第6号から議案第13号までの8カ件一括」

○議長（佐藤清隆君） 日程第5 議案第6号から同第13号の8カ件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第6号から議案第13号まで、一括して御説明申し上げます。

議案第6号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。議案書の3ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

平成26年6月13日行政不服審査法の全部改正が行われ、行政庁の処分に対する不服申し立ての制度が公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡充の観点から見直されました。今回の整理に関する条例については、大崎地域広域行政事務組合情報公開条例、個人情報保護条例、職員の給与に関する条例、手数料条例について行政不服審査法の改正の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第7号大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の7ページ及び条例の一部改正に関する資料の9ページをお開き願います。

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行により、個人番号制度の運用が開始されたことに伴い、個人番号をその内容に含む個人情報、特定個人情報について各地方公共団体においても必要な措置を講ずることが求められていることから、当組合においても、その取り扱いについて番号法の趣旨を踏まえた条例の改正を行うものでございます。

議案第8号大崎地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の9ページ及び条例の一部改正に関する資料の13ページをお開き願います。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、人事評価制度が導入されたことに伴い、公表する事項について改正を行うものであります。

議案第9号大崎地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の10ページ及び条例の一部改正に関する資料の14ページをお開き願います。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法第24条第6項が同条第5項に繰り上げられたこと、及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行により小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たに規定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の11ページ及び条例の一部改正に関する資料の15ページをお開き願います。

大崎広域西地区熱回収施設整備事業に伴い、大崎広域西地区熱回収施設整備等・周辺環境整備推進協議会を設置いたしましたことから、同委員に対して報酬を支給するため所要の改正を行うものであります。

議案第11号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の12ページ及び条例の一部改正に関する資料の16ページ

をお開き願います。

議案第9号で申し上げました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法第24条第6項が同条第5項に繰り上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号大崎地域広域行政事務組合管理者、副管理者、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の13ページ及び条例の一部改正に関する資料の17ページをお開き願います。

第1条につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

第2条につきましては、地方公務員災害補償法の施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の19ページをお開き願います。

総務省消防庁ではガスコンロなどの位置等の基準を定める省令の施行から10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから有識者による対象火気設備等技術基準検討部会を開催し、平成27年3月に対象火気設備等技術検討部会報告書を取りまとめました。この報告を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成27年11月13日に公布され、ガスグリドルつきコンロと入力が5.8キロワット以下である電磁誘導過熱式調理器の離隔距離が定められました。あわせて、火災予防条例についても同様の改正が行われましたことから大崎地域広域行政事務組合火災予防条例においてガスコンロ等の離隔距離を定める別表第3を改正するものであります。

以上、議案第6号から議案第13号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（佐藤清隆君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

これから議案第6号から同第13号までの8カ件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第7号大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第8号大崎地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号大崎地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号大崎地域広域行政事務組合管理者、副管理者、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

「日程第6 議案第14号 平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算  
（第4号）」

○議長（佐藤清隆君） 日程第6 議案第14号平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第14号平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正の主な内容につきましては、歳入につきまして収入の実績に基づく補正、歳出につきましては経費の節減及び事業費の確定に伴う増減額の補正計上でございます。

議案書の25ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ3,777万8,000円を追加し、予算総額を70億8,437万2,000円に定めるものでございます。

歳入予算、歳出予算の補正は26ページ・27ページに掲載のとおりであります。

第2条は繰越明許費の補正で、28ページの第2表のとおり1件を追加するものであります。次に、平成27年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の主な内容について御説明申し上げます。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ・4ページをお開き願います。

1款1項負担金は市町負担金で普通交付税調整額復活分及び震災復興特別交付税分として1,

692万円を追加負担金として増額、民生費負担金は障害児通所支援利用者負担金で10万円の減額補正であります。

2款2項手数料は、じんかい処理手数料で735万円、衛生処理手数料で269万4,000円を増額補正し、消防手数料で12万円を減額補正するものであります。

3款1項国庫補助金は熱回収施設等整備事業に係る循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設モリタリング事業費補助金で71万2,000円の減額補正であります。

5ページ・6ページをお開き願います。

4款2項県補助金は消防費県補助金で、再生可能エネルギー等導入補助金と地域医療再生事業補助金で545万9,000円の減額補正であります。

3項委託金は障害福祉関係施設人材確保支援事業に係る児童福祉費委託金で10万8,000円の減額補正であります。

5款1項財産運用収入は財政調整基金利子及び大崎ふるさとづくり基金利子で119万3,000円の減額補正であります。

2項財産売払収入は物品売払収入で108万円、有価証券売払収入で2,316万1,000円を追加するものであります。

6款1項寄附金は宮城県信用組合協会様からの寄附金であります。

7ページ・8ページをお開き願います。

7款1項基金繰入金は当初予算科目設定分1,000円を戻し入れするものでございます。

9款1項預金利子は37万4,000円の増額補正であります。

2項雑入は公益財団法人日母おぎゃー献金基金施設助成金事業として、ほなみ園の自動車購入費助成金320万6,000円の増額、資源物売払料980万3,000円の減額等により、合わせて619万5,000円の減額補正であります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明申し上げます。9ページ・10ページをお開き願います。

1款1項議会費は会議録作成業務委託料で10万円の減額補正であります。

2款1項総務管理費は報酬等の経費確定に伴い一般管理費で105万5,000円の減額、財政調整基金費は2億896万9,000円を基金へ積み立てするものであります。

2項企画費は企画管理経費及び広報発行事業費の確定により125万円の減額補正であります。

4項市町振興費は自治振興費で38万3,000円の減額、大崎ふるさとづくり基金費で1,869万4,000円の増額補正であります。

3款1項児童福祉費は賃金、委託料など経費確定に伴う減額であります。歳入で申しあげました日母おぎゃー献金基金施設助成金による自動車購入費など、320万6,000円を増額計上し、合わせて451万2,000円の減額補正であります。

続きまして、11ページ・12ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費は指定ごみ袋製作等の経費確定により、990万円の減額補正であります。

4款2項保健衛生費は委託料及び工事請負費の契約確定に伴い、826万9,000円の減額補正であります。

3項清掃費はごみ処理施設管理運営費で、経費確定により中央クリーンセンター管理経費で1,945万3,000円の減額、大日向クリーンパーク管理経費で1,551万7,000円の減額、熱回収施設等整備事業費で595万1,000円の減額など、合わせて7,287万8,000円の減額補正であります。

13ページ・14ページをお開き願います。

し尿処理施設管理運営費では六の国汚泥再生処理センター管理経費で481万5,000円の減額、中央桜ノ目衛生センター管理経費で2,671万2,000円の減額、東部汚泥再生処理センター管理経費で2,153万6,000円の減額など、合わせて5,636万8,000円の減額補正であります。

5款1項消防費は常備消防費で経費確定による866万円の減額、消防施設費は消防施設整備事業及び備品購入費で経費確定により2,209万円の減額補正であります。

15ページ・16ページをお開き願います。

6款2項社会教育費では生涯学習管理費で193万1,000円、生涯学習振興費で77万9,000円の減額補正であります。

7款1項公債費は地方債償還利子で171万円の減額補正であります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3,777万8,000円を増額し、平成27年度の予算総額は70億8,437万2,000円となりました。

以上、議案第14号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤清隆君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決をいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

### 「日程第7 議案第15号 平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算」

○議長（佐藤清隆君） 日程第7 議案第15号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第15号平成28年度一般会計予算について御説明いたします。お手元の議案書の29ページをお開き願います。

一般会計の予算総額は平成27年度当初予算に比較し、歳入歳出とも17億9,307万2,000円を増額し、88億6,987万2,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算は30ページ・31ページに掲載のとおりであります。

主な内容といたしましては、施政方針で申し上げましたとおり新消防本部庁舎整備事業、斎場施設整備事業、西地区熱回収施設整備事業、プラネタリウム設備更新工事を着実に実現するための予算を計上しております。

なお、新消防本部庁舎整備事業については、平成31年4月の供用開始に向け、実施設計業務及び地質調査業務などの予算を計上しております。

斎場施設整備事業については、斎場の再編統合計画による地域の理解と合意形成が重要でありますので、斎場適地候補地周辺の住民を対象とした先進地視察旅費などの予算を計上しております。

西地区熱回収施設整備事業につきましては、新リサイクルセンター建設工事発注に向け、整備等発注支援業務の予算を計上しております。また、関係する建設用地の買収については、先ほど議案第5号で土地売買仮契約の議決をいただいたところではありますが、この契約に基づく用地取得費及び物件移転補償費の予算を計上しております。

プラネタリウム設備更新工事につきましては、設備機器の老朽化による設備の更新工事費の予算を計上しております。

次に、32ページをお開き願います。

第2表地方債は4件で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものであります。

以上、議案第15号につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては副管理者から補足説明をいたさせますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（佐藤清隆君） 次に、大場副管理者から補足説明を求めます。

大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 若干風邪を患っておりますので、お聞き苦しい点が多々あるかと思っております。インフルエンザではございませんので、安心していただければと思います。

私からは、管理者の補足説明を申し上げたいというふうに思っております。平成28年度一般会計予算について、ただいま管理者から総括的な御説明をいたしました。補足して御説明を申し上げます。

予算編成に当たりましては、一般廃棄物の処理や生命・財産を守る消防活動など、生活環境に密着した事業を広域的に共同処理しておりますので、構成市町との連携を図りながら健全財政に配慮し、歳入は確実に見込まれる額を、歳出は広域行政の重要性を認識しながら経費の効率化に努めたところでもございます。

それでは、一般会計の予算の主な要点を御説明申し上げます。

まず、予算に関する説明書の10ページ・11ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入から申し上げます。

1款1項負担金は市町負担金、民生費負担金及び高速道路負担金で64億6,927万8,000円の計上であります。前年度と比較し、9,101万3,000円の1.4%の増額となりました。市町別負担金の詳細につきましては、60ページをごらんをいただきたいと思っております。

続いて、2款1項使用料は、斎場使用料、行政財産使用料及び社会教育使用料で3,586万9,000円の計上であります。前年度と比較し、42万7,000円の増額となりました。

12ページ・13ページをごらんください。

2項手数料は、じんかい処理手数料、衛生処理手数料及び消防手数料で2億3,595万2,000円の計上であります。前年度と比較し、1,271万2,000円の減額となりました。

14ページ・15ページをごらんください。

3款1項国庫補助金は廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で97万6,000円の計上であります。前年度と比較し、790万8,000円の減額となりました。これは西地区熱回収施設調査及び計画支援業務が完了したことによる循環型社会形成推進交付金の減額によるものであります。

4款1項県負担金は消防費県負担金で1,907万6,000円の計上であります。前年度と比較し、536万8,000円の増額となりました。これは宮城県への派遣職員の人件費に係る宮城県の負担金であります。

2項県補助金は市町村振興総合補助金及び権限移譲事務交付金で781万7,000円の計

上であります。前年度と比較し、6,439万4,000円の減額となりました。これは再生可能エネルギー等導入補助金の減額であります。

5款財産収入1項財産運用収入は財政調整基金利子収入410万7,000円、大崎ふるさとづくり基金利子収入2,449万6,000円の計上であります。

なお、大崎ふるさとづくり基金利子収入2,449万6,000円は、歳出の2款4項市町振興費1目自治振興費に519万2,000円、2目大崎ふるさとづくり基金費に1,930万4,000円を充当いたしております。

6款寄附金は科目設定であります。

7款繰入金は歳入の不足分を財政調整基金から取り崩しし、歳出に充てるもので、14億7,727万3,000円の計上であります。前年度と比較し、14億7,727万2,000円の増額となりました。

なお、財政調整基金からの繰入金14億7,727万3,000円は歳出の4款3項清掃費1目ごみ処理施設管理運営費17節公有財産購入費の2億7,820万円に、22節補償、補填及び賠償金の11億9,907万3,000円に充当いたしております。

16ページ、19ページをごらんください。

8款繰越金は前年度繰越金として3,000万円を見込んでおります。

9款1項預金利子は10万円の計上であります。

2項雑入は障害児通所給付費、くず鉄などの資源物売払料及び指定ごみ袋売払料が主なもので、合わせて1億9,002万7,000円の計上であります。前年度と比較し、3,112万6,000円の減額となっております。

10款組合債は中央クリーンセンター工事費、消防施設備品購入費、プラネタリウム設備更新工事に充てるもので、合わせて3億7,490万円の計上であります。

次に、歳出について申し上げます。予算に関する説明書20ページ、23ページをごらんください。

1款1項議会費は2,062万3,000円の計上であります。前年度と比較し、7万6,000円の増額であります。これは議員視察研修で増となっております。

2款1項総務管理費で1億6,959万6,000円の計上は前年度と比較し、836万8,000円の増額であります。これは職員2名増による人件費で増となっております。

24ページ・25ページをごらんください。

2項企画費で620万4,000円の計上は前年度と比較し、4万3,000円の増額であります。これは広報、大崎広報の印刷費で増となっております。

3項監査委員費で1,055万1,000円の計上は前年度と比較し、104万1,000円の減額であります。

4項市町振興費1目自治振興費は519万2,000円の計上であります。

2目ふるさとづくり基金費は1,930万4,000円の計上で前年度と比較し、247万

4, 000円の減額であります。これは大崎ふるさとづくり基金預金利子の減によるものであります。

3款1項児童福祉費で1億604万5,000円の計上は前年度と比較し、462万1,000円の減額であります。これは通園バス委託料確定による減となっております。

28ページ、31ページをごらんください。

4款1項衛生管理費で1億6,833万3,000円の計上は前年度と比較し、222万1,000円の減額であります。これは職員人件費の減となっております。

2項保健衛生費で1億381万3,000円の計上は、各斎場の管理経費1億345万1,000円と再編統合による斎場施設整備事業費36万2,000円となっております。前年度と比較し、3,643万2,000円の減額となっております。これは燃料費の減額と老朽施設の修繕が完了したことによる減額であります。

次に、32ページ・33ページをごらんください。

3項清掃費1目ごみ処理施設管理運営費で36億5,583万5,000円の計上は前年度と比較し、13億6,741万1,000円の増額であります。これは西地区熱回収施設整備事業費に係る用地取得費と物件移転補償費で増となっております。

36ページ・37ページをごらんください。

2目し尿処理施設管理運営費で9億8,566万8,000円の計上は前年度と比較し、1億1,222万8,000円の増額であります。これは六の国汚泥再生処理センター乾燥堆肥化焼却設備補修工事費で増となっております。

38ページ、43ページをごらんください。

5款1項消防費1目常備消防費で23億9,121万1,000円、2目消防施設費で1億8,418万9,000円、合わせて25億7,540万円で前年度と比較し、7,094万7,000円の増額であります。これは新消防本部庁舎整備事業費、特に実施設計、地質調査等で増となっております。

6款教育費について申し上げます。1項教育総務費で6,073万5,000円の計上は前年度と比較し、121万8,000円の減額であります。これは育児休業による職員の人件費で減となっております。

2項社会教育費は、1目生涯学習管理費、2目生涯学習振興費合わせて3億5,745万円の計上は前年度と比較し、2億5,438万4,000円の増額となっております。これはプラネタリウム設備更新工事費で増となっております。

46ページ・47ページをごらんください。

7款公債費で6億1,362万3,000円の計上は前年度と比較し、2,762万2,000円の増額であります。これは消防債元金償還の増額によるものであります。

7款予備費には1,150万円の計上であります。

これによりまして、一般会計歳入歳出予算の総額は88億6,987万2,000円となり、

前年度と比較し、17億9,307万2,000円、対前年比25.3%の増となる予算となった次第であります。

今後、投資的経費の増加に伴い公債費が非常に高い水準となり、財政の硬直化の要因となりますことから、予算執行に当たりましては、これまで以上に経費節減と効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第15号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤清隆君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） それでは、ただいま上程されました議案第15号につきまして質疑をさせていただきます。

通告をしております歳出4款衛生費の斎場整備事業費36万2,000円につきまして、まずお聞きしたいと思います。先ほどの全員協議会で候補地の選定等業務委託の結果等の報告がありましたので、通告した部分については一つ一つ聞くことはないのでありますけれども、改めて36万2,000円の予算の関係で質疑を申し上げます。

まず、ここの予算であります。斎場適地候補地周辺住民を先進地に御案内をして見ていただくということですが、ここで言ってる斎場適地候補地、つまり参加をしていただく住民の対象はどの地域の方と、こういうことになるのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） ただいまの小沢議員さんの質疑について御回答申し上げたいと思っております。

適地、斎場適地候補地周辺の住民を対象、どの地域かということでございます。これからですね、4候補地の住民、これから用地取得に向けてですね、御理解と御協力を得ながら、その候補地を、設定になりました合意形成を得た地域住民の方々を先進地視察としてですね、その住民を対象としているところでございます。以上です。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、先ほど点数ですね、6つの地域の総合評点数が出されておりますが、これを1カ所に絞った上で、その方々を登米市と盛岡に御案内するという事なんですね、今の答弁はね。あの候補地の中の、特に当初1市4町の担当者会議などで出して、その後若干すぐ隣とかなんか出ましたが、例えば古川の桑針周辺だとか、それから北浦周辺、中塚周辺と、こういったところの方々について、いわば御案内をしてというふうな形ではないんですか。まとまるまで、これはやらないということですか。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 先ほど4候補地を示しておりました。その4候補地を全員ということではなくて、4候補地の代表者の方々と意見調整を行いまして、その動向を見きわめて対応してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） その候補地の代表者の会議をやって、うちのほうはいいですよというところの住民を参加してもらおうということですか。その代表者による会議というのは何ですかね、区長会議ですか。何なんですか。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 代表者の方々といいますと、やはり行政区の区長さん方と一度です、意見調整をして、その中で住民説明会等々についても考えていきたいと考えておるところでございます。その後に視察についての御協議をしていきたいと考えておるところです。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） この登米や盛岡というのは、なぜ場所はこの場所なのか。これ見ると大分最近の斎場というのは大分違うんだということだと思んですが、何か特徴あったらば、ちょっと聞かせてください。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） ただいまの件にお答えいたします。

登米市につきましては、周辺に田園地帯と、あと斎苑、また住宅地があるということの考えで登米市を選定いたしました。また、盛岡市につきましては、最近の施設で新しい施設ということで、今煙突がある斎場というのはなかなか珍しいもので、今新しい施設につきましては煙突のない斎場らしくない斎場というんですかね、設備としまして立派な施設ということで盛岡市を視察先と選んだところでございます。その2点でございます。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） だとすればですね、その代表者会議をやるのは結構なんだけど、斎場候補地に挙がってるね、そこの代表複数でその登米なり盛岡なりに視察をして、そしてそれから何か事を進めるような努力したほうがよしいんじゃないすかね。そうじゃないと、これまとまるまでしばらくかかるんじゃないすかね、この件は。そういうふうにはできませんか。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 誤解を招くとあれなんで、一旦整理をしてみたいというふうに思っております。ここまで来る間には大変難産をいたしております。全協でもお話を申し上げましたように、反対の要望あるいは賛成の要望、いろいろございます。そうした中で住民の要望によって説明会を開催したというたい文句はしてますけども、そういう混乱を避けるために、まだ候補地の決定条件が定まらない中で、とにかくその温度差だけは少し静めようということで北浦3地区に説明を、1カ所に集約してやろうと思ったんですが、集会所が手狭なことと、それぞれの行政区単位がありますので、区長さん方からそれぞれ行政区ごとにしてくれというお話があって説明をいたしました。その中で全協で申し上げたように積極的反対、消極的反対等々がございました。それはあくまでも参加した人数の中での話なので、全体がどうだかということは、まだ定まっております。

そういう意味で、今後この候補地の重みづけが決まりましたので、それをもってどう角度を変えて入っていくかということについては、区長さん方と一旦相談をしながら少し説明の対応を考えていこうかなというふうに思っております。百聞は一見にしかずの例えのとおり、全体を幾らパワーポイントで見せてもあれなんで、一回見せたほうが一番住民にとっては、ああこういう齋場なのかと、煙突もない、こういうすばらしい待合室で、こういうところで生涯を送るのかという、そういう部分が見れば一目瞭然だということで、できれば早く先進地視察に入られるのが、いい条件下につながっていくんですけども、相手があることなんで、どう変化するか、これからもちょっと見定めがつきませんので、今小沢議員が御指摘あったことなども踏まえて、当然いろいろ考え方は変わっていくだろうというふうに思っておりますので、もう少し状況を見守っていただければありがたいというふうに思っております。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） その6カ所なら6カ所の中でね、ここは全員が賛成だといってももしかしながらこの東部地域全体から見ればね、これはあそこでやんだというところではうまくないと思うんですよ。だったらおらほは金出さねぞという議会が出てくる、町が出てくるかもしれないね。ねえ。大体うなずいてるから。私はね、やはり適地決めるべきだと思うし、そのためには、もし今登米や盛岡見てもらえばね、最近の齋場というのは理解してもらえるというのであればね、そこの代表者会合やるのは結構ですがね、まず見てみましょうよということで、まずやったらいかがでしょうね。やっぱりそれがよろしいのじゃないかと思うんですよ。今の副管理者の答弁は、そういったことも検討するということがあったようにも聞こえるんですが、もう一回じゃお願いします。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 状況次第では、そういう流れも当然組み入れていかなければならないというふうに思っております。とにもかくにも相手があるということで、小沢議員が言うようにすばつと皆さんが、その受け入れ態勢がきちつとなるのであれば、当然100%に近い形で投げかけはできると思いますけれども、そういう相手があることがゆえに、それぞれ地域を代表する方々ともう少し意見交換をした中で対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 私言ってんのはね、利便性というところがありますね、この点数で、160点満点なんです、この利便性は。そこのところで要望をね、うちのほうは地域でこぞつて反対なしで受けるよというものの、45点というんではね、やっぱりちょっとこれは話にならないんじゃないかというふうな感じするんです。そんなもんですから、せつかくですから、やはりこのごろの齋場というのはどういうものかをしっかり見てもらった上で、やっぱり住民の皆さんにも判断していただくということが大事じゃないかと。だから、言ってみればこれからの進め方の中では、いわゆるどういう説明をするのか。話だけでわかるのか、それとも現場行っ

てね、見てもらったほうがわかるのかということから、若干予算がこれよりもかかり増しになってもね、やはり念には念を入れて前さ進むように私はすべきだと思うんですよ。いいですか、それで。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 反論するわけではございませんけれども、小沢議員が言うように地域住民が相こぞってそういう受け入れ態勢があるのであれば、当然100%そういう感じがかかわりを持つというふうに思っております。私どもも最終処分場から含めていろんな地域との経験をいたしております。どっちが先か後かという、その論法にもなるんですけども、いわゆるボタンのかけ違いだけにはならないように慎重に取り組んでいるつもりではございますけれども、その辺を十分そしゃくをしながら小沢議員の御指摘も踏まえて今後対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） この問題、なかなか決まらないということで、今までね、慎重に慎重を重ねてきたんだけど、いつまでも慎重慎重ばかりも言ってもらえないから、やはり前に早目に進むようにするために、そういったことも考えたほうがよろしいのではないかとこのように思います。ひとつ参考にしてね、私の意見も参考にしていただきたいと思います。

じゃ、次にですね、歳出6款教育費の2項2目の生涯学習振興費、プラネタリウム設備更新工事費について質疑をさせていただきたいと思います。

これ、まず更新はですね、全く同じものにするのか、それとも何らかの構想をもった更新なのかということをお聞かせいただきたいと思います。ちょっと調べてみたらですね、東北6県にはプラネタリウム施設というのは、いわば一般の市民、住民を対象に見ていただいているのは20をちょっと超えるようではありますが、東北6県の規模、だっと見ますとですね、大崎、パレットおおさきのプラネタリウムというのは、4本か5本指の中に入るという非常に規模が大きくてね、すばらしいものようでもあります。

振り返ってみますと、活性化プロジェクト事業の中で県がね、大崎圏域30億やると、この圏域のために大いに活性化に役立つような施設をとということで、当時は1市13町だったと思うんですがね、議論をして、そしてプラネタリウムというふうになったと。現にあそこの利用者調べてみますと、パレット全体で年間に3万人ちょっと超えています、4分の3はプラネタリウムに来る観覧者なんですね。そうしますと、今度のプラネタリウムの設備更新というのは、いわば我が大崎地域の活性化にとっても非常に大事なテーマになるなというふうに思いました。そんなもんですから、どういう構想で、何かこれまでと違った目標を持った施設更新をやるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 林教育次長。

○教育次長兼総務課長（林 達也君） 小沢議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、更新計画の構想、コンセプトについて、概要を説明をさせていただきます。

大崎生涯学習センターは開館以来、夢づくり、人づくり、地域づくりを重点目標に掲げてプラネタリウム事業を中心とした生涯学習事業を推進してまいりました。今回、開館以来17年が経過し、老朽化した施設を新しいプラネタリウムに更新する計画を策定する上でもセンター条例に掲げられた設置目的及びこの目標の具現化を目指すという考え方に立って星空や宇宙への大きな夢を育むこと、プラネタリウムを活用した各種事業を通して天体学習や自然科学の学習活動の充実、交流と学び合いを活発にさせ、明るく活力ある大崎地域をつくるというコンセプトを大事にしております。

そのコンセプトの上に立って、どのようなシステムを目指すかということでございますけれども、今回プラネタリウムを更新するに当たっては、開館当時から従来型のプラネタリウムではなく、現在主流となっている最新式の光学式とデジタル統合型のプラネタリウム、いわゆるハイブリッド型プラネタリウムシステムを目指してございます。

大崎生涯学習センターを含め従来のプラネタリウムは光学式プラネタリウムと呼ばれるシステムで、レンズとランプを使った昔ながらのアナログ式でした。最近では昨今のコンピューターやデジタル技術の進展に伴ってデジタル式の投映システムが普及しております。これによって、あたかも宇宙旅行をしているような迫力のある宇宙映像やスクリーン全体に広がる映像を映し出すことが可能になります。この統合型、いわゆるハイブリッド型プラネタリウムはアナログとデジタルの長所を組み合わせたもので、最新のプラネタリウム館では、ほとんどこの新システムを導入してございます。

アナログ式は星空を美しく表現できるのが特徴である一方、デジタルはビデオ映像や各種シミュレーションを得意としており、それらが同じシステムの中で連動することによって、より美しく迫力のある番組を投映できるようになります。星空や映像がさらに美しくなり、星空や宇宙に興味を持つ子どもがさらにふえると同時にデジタルの特徴を生かした学習効果が高まるとともに、ボランティアによる星空解説やプラネタリウム番組制作がしやすくなります。生涯学習社会教育活動がますます活発になることが予測されてございます。

組合としても、光学式とデジタル式の統合型プラネタリウム、いわゆるハイブリッド式プラネタリウムシステムの導入を目指してございます。

次に、私どもの施設、東北でも4番目くらいの規模の施設にあるということでもございましたが、現在全国には300館ほどプラネタリウムがございまして、東北には一般に視聴をたえるプラネタリウム館が21館ございます。宮城県につきましては、仙台市と当館の2館でございますけれども、まず岩手、それから秋田等々については、その地域ごとにプラネタリウムがございまして、その県につきましては、5館、6館というような施設がございまして、当然対象人数もその地区にかかわってくるというようなこともございまして、6メートルのものだったり、10メートルのものであったり、15メートルのものであったりということがございますけれども、当館は宮城県に2カ所ということでもございますので、それだけの地域住民を対象ということで18メートル、席数は157席を準備した、そういった施設になってございます。

戻りまして、施設につきましてはそういった規模でございますけれども、東北には21館でございまして、私どものほうは主流である施設の規模につきましても、そのとおりですけども、内容につきましても先ほど申し上げました最新式でというか、今は一般的になっております光学式とデジタル機器との融合型、いわゆるハイブリッドシステムということで進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 今お話しいただきましたが、2億8,593万円というのは金額的には大分大きい金額であります。パレットおおさきが出て、プラネタリウムが皆さんに見てもらえるようになった際に私たちは、当時1市13町の議員は恐らく全員があそこにね、お招きをいただいたんだかなんだか、お招きいただいたと思うんですがね、プラネタリウムというのはどんなもんなのかというのを、初めて見たような気がするんです。ああすごいもんだなというふうには思ったのですが、今度これ完成したらばですね、やっぱり議員だとか1市4町の職員とかは、一回はただで見せてもらったほういんでないかと思うんですよ。そしてね、いやたまげた、いいもんだということをやったりこう、言い広めないかね、うまくない。それから年に1回は我が1市4町にある子どもさん方ね、そこに行って見ることができるということが必要じゃないかと。バス代なんかスクールバス使えばいいんだし、何かそういったことでやらないかね、せつかくの宝、とにかくこのよその県には6カ所ぐらいあるんだよね。この宮城が仙台天文台1個しかない。どっちかというとな仙台天文台よりもこっちのほうが立派なんだ、これね。なんですね。何か秋田に行くかね、いやうちのほうは2014年、統合型プラネタリウムにリニューアルしましたから、どうぞなってやってんだね。我がほうも、言ってみればさっきのハイブリッド型というのは、この統合型と言われるのと同じなんでしょう、これね。その辺ですね、つまりこの管内の方々であそこに行こうということと、それからもともとこの大崎圏域の活性化プロジェクトのいわば目玉として位置づけたもんですから、仙台とここしかないとなればですよ、やはりもっと広くここに集まっていたらいいように、そういった工夫をしたものが必要なのではないかと。きょうはマスコミ様来てるので、やっぱり大いに、いや大崎はすごいことやると、こういうこと言ってもらったほうよろしいかと思うんですがね、どんなもんですか、私が言ったのは無理ありますか。

○議長（佐藤清隆君） 林教育次長。

○教育次長兼総務課長（林 達也君） 大変力強いお言葉いただきまして、私どものほうも今現在でも積極的に広報活動は展開してございます。ただ、そういういまして平成10年開館以来17年間の中で、ほぼ横ばいというような状況がございまして、広報活動にもかなり積極果敢に挑戦はしてございますけれども、そういった現状だということでございます。幸い平成28年度におきましてはリニューアルをするということでございますので、ぜひ文部科学省指導要項に基づきます小学生・中学生の指導学習プラネタリウム並びにデジタルハイビジョン等導入される予定でございます。機器の美しいそういったあたかも宇宙空間にいるような、そういっ

たプラネタリウムにリニューアルいたしますので、ぜひ議員さん方、皆様方にはリニューアル後につきましては、御案内を申し上げて、少しでも利用拡大につながるように、またバックアップいただくようにですね、そういったところでそういったことも取り組んでまいりたいと思っておりますので、その節は御案内を申し上げたいと思っておりますので、何とぞ御出席を賜りますようお願いをしておきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 大体お話を聞いていただいたようなので終わります。

○議長（佐藤清隆君） 次に進みます。

4番只野直悦議員。

○4番（只野直悦君） 只野です。通告しておりましたので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

まず、第1点、小型家電リサイクル回収事業についてでありますけれども、施政方針でもごみ減量が喫緊の課題としております。小型家電リサイクル法が昨年4月に施行されて、ことし7月をめどに小型家電製品の拠点回収を実施し、資源化を図っていくとされておりますけれども、まずこの事業の取り組みですけれども、これは全国一斉に始まっているのでしょうか。そして、その対象品目についても伺いたいと思っております。

○議長（佐藤清隆君） 門脇業務課長。

○業務課長（門脇修司君） それでは、只野議員からの質問にお答えいたします。

この小型家電リサイクルにつきましては、宮城県内ではもう既に各市町村で実施しているところでございます。大崎市、県北につきましては、栗原市が実証実験ということで今やっております。県北では栗原に続き大崎広域が実施するというところでございます。

それで対象品目といたしましては、回収ボックスの投入口が40センチ×20センチぐらいの投入口を考えておまして、そこに入るパソコン、携帯電話、電話機とかファクシミリ、ビデオカメラ、あとゲーム機器等々の電気及び電池で動く製品を回収したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） いろいろ対象品目あるんですけれども、40センチ×20センチという限られた範囲内というパソコンとか入らないもの結構出てきますよね。そういったものはどのようになるのでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 門脇業務課長。

○業務課長（門脇修司君） そこに入らないものにつきましては、今までどおり一般家庭の不燃物として回収もできますし、あとパソコンにつきましては、今度涌谷町さんで行いますリネットジャパンと提携した形での回収方法もあろうかというふうに考えております。つまり、一般住民からのごみの出し方についていろんな方策があるということですね、知っていただいてごみの減量につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） いろいろな方法を使いながら減量化に向かって進んでいくということでありませけれども、このいわゆる先ほど回収ボックスの話出ましたが、この説明書では回収ボックスは20箱、回収内の箱は40箱というふうな説明書きがありますけれども、これはどのようなところに置くんでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 門脇業務課長。

○業務課長（門脇修司君） 回収ボックスの配置先として考えておりますのが大崎管内の大型店舗、ヨークさんとかイオンさんとかそういうところをお願いをいたしまして設置をさせていただくということを考えております。あと、またですね、構成市町の窓口、市民課になるか町民課になるか、その辺はちょっと各構成市町のほうにお願いしてるんですが、市町の窓口回収も一応現在協議中でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） いわゆる回収に要する経費もかかると思いますが、このごみ収集運搬等委託料は前年と約同額ですが、この経費はどのようなものんでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 門脇業務課長。

○業務課長（門脇修司君） 収集運搬経費につきましては、一応組合職員で回収して歩くということで、今現在考えておりますのが週2回ですね、各店舗を回っていきなというふうに考えております。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 職員がみずから週2回るということで、これまた新しい仕事になるわけで大変だろうと思いますが、こういった経費はいわゆる国のほうではみるという動きはないんでしょうか。自治体というか、そういういわゆる組合関係で負担を全部するということになるんでしょうか。その辺お願いします。

○議長（佐藤清隆君） 門脇業務課長。

○業務課長（門脇修司君） 収集経費等の国からの助成というのはですね、今のところ特段の経費はございません。交付税なんかで一応みられている分ということになっております。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 新しく国からはないようでありませけれども、いわゆるこれにつきましては、処理業者に無償で渡すということになるんでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 門脇業務課長。

○業務課長（門脇修司君） 今ですね、考えておりますのが、量が一応年間で50トンぐらいを減量目標ということで考えております。それをもってですね、回収業者さんがおるんですが、そこ契約っていうか引き取り契約を、一応お願いしたいなというふうに考えております。

ただ、50トンでぐらいの処理量で無償ですね、取りにきていただけるかも、買い取って

いただけるかですね、ちょっとそれについては今後協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） これから無償か買い取ってもらうかは協議ということでありますけれども、どうぞコストもかかりますので、資源化になりますようにですね、十分に御検討願いたいと思います。

また、印刷製本費60万計上されておりますが、いわゆる住民、圏域のですね、皆さんへの周知が本当に大切だと思いますけれども、7月をめどに事業始まるようでありますが、いろいろとこれからも協議あると思いますけれども、大丈夫でしょうか。あるいは全戸配布なんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（佐藤清隆君） 門脇業務課長。

○業務課長（門脇修司君） チラシにつきましては、地域住民の皆さんがですね、わかりやすいようなチラシを、一応今現在考えておるのがカラーでそのものを入れたりですね、あと拠点回収の場所を入れたりしたチラシを、一応全戸配布を一応考えております。あと、そのほかにですね、市町の広報等、あと組合の広報等を利用して周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） はい、わかりました。ぜひ市民の皆さんがわかりやすいようにですね、お願いしたいと思います。

次に、熱回収施設等整備事業についてお伺いいたします。これにつきましては、全協でも説明がありましたので、大分わかりましたけれども、2月25日に開催された第1回の推進協議会でありますけれども、先ほどの説明では専門部会を設置するという方向でこれから進まれるようでありますけれども、どのような部会を幾つ設置して、あるいは年に何回ぐらいやるんでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） ただいまの件にお答えいたします。

専門部会のどういう専門部会にするかと、まちづくりに関する専門部会を立ち上げたいと考えております。また、年に何回を開催するかにつきましては、その専門部会の中でも協議して回数を考えていきたいと、協議していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） そうしますと、その18人の構成員の中で、その中でも専門部として1つ置くということなんでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 専門部会として1つ、協議会の中で協議をしまして、そのメンバーを入れた専門部会を1つ置いていくということで進めていきたいと考えてます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 第1回の推進協議会の中でですけれども、今回の予算計上では旅費と使用料及び賃借料、先進地視察について計上されておりますけれども、この計画については御説明なさったんでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 先進視察についてお答えしたいと思います。

地域住民並びに協議会委員を対象とした先進地視察として秋田県の横手市の視察を予定しておりますが、協議会の中で具体的に進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 今の答弁では、まだその話はしてなくて、現在は秋田のほうに行くという話でありましたが、1泊ですか。1泊になるんですね。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 済みません。今ちょっと聞こえなくて、済みませんでした。

今の視察に関しては1日、日帰りで行きたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 1泊かなと思ったんですが、予算計上見てですね、日帰りですか、先ほど副管理者もですね、百聞は一見にしかずというお話がありましたけれども、全くそのとおりでと思いますので、ぜひ先進地、横手のほうはすばらしい施設だと思いますけれども、ぜひ多くの皆さんをですね、参加していただいて、いい有意義な研修にさせていただきたいと思います。

桜ノ目の皆さんは、この建設については前向きに私は考えてると思いますので、ただ市民の要望はいろいろすぐできるもの、あるいはかなり時間をかけて検討するべきものとさまざまあるかと思いますが、どうぞ協議会を中心に真摯に取り組んでいただきたいと思います。

では、次に消防施設整備についてお伺いをいたします。全協で説明がありましたので、大分わかりました。また、イメージ図も示されましたので、特にそのように感じました。

通告しておりませんので、恐縮ですが、基本的なことでお伺いをしたいと思います。昨年の概要版等では新庁舎4階建てとしておりましたけれども、施政方針あるいはきょうの全協で5階建てになったようではありますが、これ簡単で結構ですが、理由をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 早坂消防次長。

○消防本部消防次長（早坂久寿君） ただいまお話しありました4階から5階に変更になった経緯でございますが、基本的には建物の高さは4階とは変わりございません。どうしても消防庁舎の場合は消防自動車の天井が高いものですから、大体天井の高さが6メートル、7メートルぐらいの高さを有する構造となっております。

したがって、消防職員が24時間勤務する上で仮眠室という部屋がありますが、その高さを有効利用する上で中二階、中二階的にそういう構造をとったので、形の上では5階建てと

というような表現になっております。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） はい、わかりました。

もう一つですが、先ほどの説明では屋上のヘリポートを取りやめしたっていう説明がありました。これにつきましては、ヘリポート、防災ヘリポート、これは必要だと思いますけれども、この点についてはどのように考えていますか。

○議長（佐藤清隆君） 早坂消防次長。

○消防本部消防次長（早坂久寿君） ただいまの防災ヘリポートにつきましては、屋上のヘリポートを取りやめをいたしました。ただし、地上にですね、ヘリポートを設置いたします。駐車場と併用のヘリポートを設置いたしまして対応すると。ヘリポートにつきましては、周辺にもヘリポートがあったりしますので、いざ地上に設置するヘリポートは緊急援助隊など非常時の災害に対応するためのヘリポートとしておりますので、1億ほどの経費をかけて屋上まで設置するまででないというような結論に至りまして地上に設置するという変更になった経緯でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） わかりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

このいわゆる実施設計の業務についてでありますけれども、概要版を比較いたしましたら約2,200万減額となっておりますけれども、これは精査の結果と見てよろしいのでしょうか。確認します。

○議長（佐藤清隆君） 早坂消防次長。

○消防本部消防次長（早坂久寿君） 精査の結果ということにもなりますけれども、その概要版から建物の面積が減っております。建物の面積が減ることによりましてですね、国土交通省の積算基準によりますと金額も自動的に減額してくると、そのような理由からも減額となっているところでございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） そうですね、5,000平米から4,600ということですか。わかりました。

次に地質調査でありますけれども、これにつきましてもですね、スケジュールも含めていつごろになるかお伺ひしたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 早坂消防次長。

○消防本部消防次長（早坂久寿君） 地質調査のスケジュールにつきましては、現在用地取得をしてる上でですね、契約済みの方が代替の家を今建設中で、一部解体した方もおりまして更地になった状態にありますので、もう来年度早々にはですね、地質調査の委託契約を締結し、8月には、その成果を引き受ける予定としておりまして、それをもとに実施設計に反映するスケジュールとしております。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 実施設計する上での貴重なデータでありますので、早目にとということで、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。期待どおりすばらしい庁舎が順調にできますようにですね、心から祈念したいと思います。

次に……。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員，あと何分ぐらい。（「10分以内です」の声あり）10分以内。（「10分以内です」の声あり）

会議の途中でありますので、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（佐藤清隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。4番只野直悦議員。

○4番（只野直悦君） では、午後になりまして、またお伺いしたいと思います。

それでは、第4点目プラネタリウム設備更新工事についてお伺いをいたします。

午前中の小沢議員の質疑の答弁で、その概要あるいはコンセプトについては理解をいたしました。デジタルの最新式で進めるというお話でありました。全国的に老朽化した設備を最新式に変えるという工事が進められているようであります。

昨年の11月でしたけども、これは市議会の会派研修が実はありまして、私の大崎ニューネット会派では、11月に姫路市を訪問いたしました。あそこには科学館、プラネタリウムは世界最大級のものということで今工事中でありまして、たしか7月ごろに完成かと思っております。あの施設は、あそこではなくて姫路市にある星の子館というところの天体観測施設を見学いたしました。宿泊もできる施設で随分親子で利用されておりました。

それで今回のこの工事でありますけれども、改めてどこの施設が参考になったのかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 林教育次長。

○教育次長兼総務課長（林 達也君） お答えを申し上げます。

私どものほう、最近完成させた施設、それからほぼ同等施設というようなことで26年の時期的には9月になりますけども、盛岡市の科学館のほうを教育委員とともに研修視察をしてまいりました。そういったところでの規模等も、若干大きいところはございますけれども、そこを参考にしたところがございます。あと、仙台市につきましては大変規模が大きいもんですから、同じ県内にありましてちょっと参考にできにくいところがありまして、盛岡市を参考にさせていただきます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 盛岡市の科学館を見学して参考にしたっていう話ではありますが、ここは予算的には3億円前後ということで同じぐらいなのでしょう。

○議長（佐藤清隆君） 林教育次長。

○教育次長兼総務課長（林 達也君） 金額につきましては、こちらからお尋ねはしたんですけれども、明確な回答はいただけなかったのが事実でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 大体教えてくれるかと思えますけれども、そうでしたか。今回は3億円弱の予算計上でしたが、これで施設もよそを見学したということもあって十分だった予算計上ということでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 林教育次長。

○教育次長兼総務課長（林 達也君） 予算的には、まあ日本にプラネタリウム製造業者がそんなに数があるわけではございませんけれども、参考見積もりを徴収した中で十分に可能か、可能である数字ということで予算計上させていただいてございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） お答えいただきましたが、それで十分対応できるというお話でありますけれども、この工事完了までのスケジュール、まあ28年度工事になりますけれども、大体の設置までのスケジュール、どのようになっていますか。

○議長（佐藤清隆君） 林教育次長。

○教育次長兼総務課長（林 達也君） お答えいたします。

これから進めるべき事項がたくさんございまして、まあ個人的な見解で申し上げるところはなかなか難しいところがございますけれども、これから契約等審査会等々がございますので、そういったところでお諮りし、検討協議をいただきながら具体的なスケジュールは進めてまいりたいと思っておりますけれども、最終的には、リニューアルにつきましては、単年度事業ということで3月末までには完成をしたいというような思いで進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） いろいろと契約等々時間をかけながら年度いっぱいという工事であるようであります。これ本当に大変楽しみな事業だと私も思っております。今回この3億円弱ですが、残念ながら今回計上されなかったという設備等々、あるいは備品などあったのでしょうか、その辺あれば、教えてもらいたいと思っております。

○議長（佐藤清隆君） 林教育次長。

○教育次長兼総務課長（林 達也君） 確かに設置から17年目ということでさまざまな機器等について老朽してるところはございますが、今回は心臓部であるところの改造ということでスクリーン、ドーム型のスクリーンとか、椅子につきましてはまだまだ利用可能ということで、そういったところを省いての工事費の要求額となっております。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） スクリーンあるいは椅子はまだ使えるというお話であります。それぞれもう行く行くは老朽化なると思いますけれども、適切な時期にいろいろと充実したものにしていただきたいと思います。

この事業は大崎地方の目玉の一つと私思っております。ぜひ子どもたちの教育へ生かすこと、あるいは夢を与える事業だと思いますので、ぜひ心から期待申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 討論なしと認めます。

討論なければ採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算は原案のとおり可決いたしました。

---

#### 「日程第8 議案第16号 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染「廃棄物」の安全な管理及び処理に関する意見書」

○議長（佐藤清隆君） 日程第8 議案第16号東京電力福島第一原発事故による放射能汚染「廃棄物」の安全な管理及び処理に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番小沢和悦議員、3番加藤善市議員、御登壇願います。

○5番（小沢和悦君） 議案第16号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

大崎地域広域行政の1市4町のエリアには指定廃棄物はないと、未指定廃棄物が1,380.

5トン、これは宮城県内2,728.8トンの50.58%がこの大崎にあるというふうになっております。それから牧草でありますけども、大崎1市4町の中には7,321トン、宮城県が1万8,345トンでありますから、約40%、県内の、これがこの1市4町に存在をするというふうになってございます。指定廃棄物はないというふうになっておるのでありますが、過般の県内の市町村長会議、マスコミの報道を見ますと、事実上の白紙撤回というのが各マスコミに出されてございました。

しかしながら、きょうの河北新報さんの記事見ますと、24日の井上環境副大臣記者会見で、地元の意向は尊重したいが、合理的な変更理由や代替案がなければ見直しを受けるのは難しいとの認識を示した。

なお、村井知事は、国に対して白紙撤回を要請するつもりはないと話しており、我々もそういう理解だと述べたと、こういうふういきょうの新聞には載っかってるということでもあります。

皆さんのお手元に、この意見書の案文を事務局からお配りをいただきまして、なお議会運営委員会の皆さん方には意見書の細かいところまで検討していただきまして御指導いただき、すばらしい内容に仕上げていただきましたこと、心から御礼申し上げたいと思います。

それでは、意見書の案文を朗読をして提案にさせていただきたいと思います。

#### 議案第16号

### 東北電力福島第一原発事故による放射能汚染「廃棄物」の安全な管理及び処理に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、大崎地域広域行政事務組合議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月25日

大崎地域広域行政事務組合議会

議長 佐藤 清隆 様

提出者 大崎地域広域事務組合議会議員 小沢 和悦

賛成者 大崎地域広域事務組合議会議員 加藤 善市

### 東北電力福島第一原発事故による放射能汚染「廃棄物」の安全な管理及び処理に関する意見書

未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から5年になるが、東京電力福島第一原発の事故は広範囲に放射能汚染をもたらし、かつて経験したことのない災害となった。

政府においてはこれに対処するため、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「特措法」と略す）が制定され施行されたが、時間の経過とともに多くの問題を惹起させている。

宮城県内の指定廃棄物最終処分場候補地は、3カ所とも地域の自然環境上重要な水源地であり、強引な詳細調査の実施に対して地域住民は大きな怒りの声を上げている。

また、「特措法」では、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の放射能汚染「廃棄物」を「一般廃棄物」として地方自治体に処理を求めているが、大崎地域広域行政事務組合の焼却施設及び最終処分場は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を前提とした施設であり、同法第2条で明記しているように、処理の対象とされる廃棄物は「放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く」ものであり、処理施設周辺住民も「放射性廃棄物」の焼却等処理は想定外のことであり容認されるものではない。

環境省は、それでも一般廃棄物焼却施設での焼却を進めるが、大崎地域の3カ所の焼却施設は、地域から搬入される一般廃棄物の焼却で手いっぱいの状況である。

については、そうした状況に鑑み、以下の決断をされるよう強く求めるものである。

#### 記

- 1 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染「廃棄物」の管理及び処理は、発生源である東京電力と国の責任で行うよう「特措法」を見直すこと。
- 2 宮城県内の指定廃棄物最終処分場候補地とした3カ所は水源地であり、関係住民の理解を得られるものではないので撤回すること。
- 3 基準値を超えながら未指定の放射能汚染「廃棄物」を含め、県内全域の放射能汚染「廃棄物」の再測定を早急に行い公表すること。
- 4 東京電力及び国は、当面、放射能汚染「廃棄物」により住民や農産物等に被害が及ぶことのないよう、地域の実情に即した万全の安全管理を行うこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

宮城県大崎地域広域行政事務組合議会

議長 佐藤 清隆

内閣総理大臣  
環境大臣  
宮城県知事 } 宛て

以上を求める意見書でございます。

宛先は、内閣総理大臣、環境大臣、宮城県知事としたいと思います。

皆様方の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（佐藤清隆君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りいただきます。

- 議長（佐藤清隆君） これから討論に入ります。

討論はございませんか。（「賛成です」の声あり）

1 1 番遠藤議員。

- 1 1 番（遠藤稜雄君） ただいまの意見書に対して1 1 番遠藤でございますが、賛成討論をいたします。

と申しますのは、ただいまその意見書の中にありましたように、私はこの事務組合の今後のごみ処理に関する事業、この事業に大きな支障がこのままでは来るのではないかなど、そういう観点で賛意を示すものでございますが、そこにありましたようにごみ処理等に関する法律第2条にありますように放射能の汚染物質等に関しては、そういったような焼却などしないという、これまでも、きょうもありましたけども、これまでの例えば焼却施設あるいは最終処分場の建設において地域住民の人たちに、その安全性・安定性というものを十分に説明して理解いただいて、そして住民のさまざまな感情をまげていただいて、そして施設が設置されてまいりました。今後、その説明に対して放射能ということは一切説明しておらないはずでございます。法律に基づけば。そういった中でそのことを、もし国の要請ということでやっしまえば、今後今ある施設更新の際、あるいは更新しなくても地域の住民からは大変な不信感が生じてまいります。そうするとこの事業は絶対将来的に地権者あるいは地域住民の協力が得られないままやっしまうと、私はこの事業、事務組合の事業が頓挫するのではないかなど、そういう心配しております。そういったようなことで地域の、国の問題あるいは社会の問題を地域にそういった形で押しつけるというのは、非常に私どもからすれば憤慨やりどころのないところでございます。

意見書の前段の中で、その中でも1 番目にはそういったようなことに対して、それからごみ処理の事業量が多くて対応できないということもありますが、それよりも何よりもやはり一番言ったように地域住民の不信感を買うということが、本当にこの事務組合としての今後が成り立たないと。そのことを考えますと、私はそのことをもっただけでも反対すべきじゃないのかなど、そう思っております。

そういった意味で、場所が変わりまして原稿もないので大変苦勞しますが、どうか議員各位の皆様におかれましても、この事務組合のあり方を考えれば当然のことを、反対するべきであろうということで、この意見書を、私は、対しては賛意を示すものでございます。以上でござ

います。

○議長（佐藤清隆君） ただいまは賛成討論でありましたが、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号東京電力福島第一原発事故による放射能汚染「廃棄物」の安全な管理及び処理に関する意見書は原案のとおり可決いたしました。

---

### 「日程第9 一般質問」

○議長（佐藤清隆君） 日程第9 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 5番小沢和悦でございます。ただいまは意見書、全会一致の採択、大変ありがとうございます。

それでは、通告いたしております東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染物質の扱いについて質問をさせていただきます。

放射性の汚染物質には指定廃棄物、未指定廃棄物、8,000ベクレル以下の廃棄物がございます。大崎地域広域行政事務組合の組合会でこれらの件につきまして論議されているかどうか。もし論議されていればお聞かせをいただきたいという通告をしておりました。3月の19日に県内の市町村長会議が行われ、マスコミにはさまざま報道がされております。そこで非公開ということでしたので、参加しない私どもにとりましては正確なところはわかりかねるのですが、この市町村長会議ではどういうことになったのか、その会議に出席された管理者なり副管理者からお聞かせいただきたいと思っております。

まず、指定廃棄物3カ所の候補地は白紙になったのかどうか、これさっき申し上げましたようにマスコミ報道では白紙という受けとめが一方ではありますが、白紙撤回ではないという報道もございます。これについて一つ。

それから、第2点は未指定の汚染物質の測定、これは環境省がやることになったのかどうかであります。この未指定の廃棄物、さっき申し上げましたけども、この1市4町では大崎市が733トン、美里町が326トン、涌谷町が270トン、加美町50トン、色麻町1.5トン、合計で1,380.5トンあるというふうになってございます。これについては、今の段階でどうなってるのかという測定を環境省がやることになったのかどうか。もしくは県として求めることになったのかどうかということ。

それから、3つ目は8,000ベクレル以下の放射能汚染物質はどうすることになったのかということでございます。また、大崎地域広域行政事務組合の1市4町から御出席の市長さん、町長さん方は大崎広域を構成する市町の統一見解をもって臨まれたのかどうかわかりませんが、どういう主張なり提案をなさって、そしてその意見は生かされそうな雰囲気の流れになったのかどうかということもあわせて、差し支えなかったらばですね、お聞かせいただきたいと思います。まあ非公開ということもございますが、秘密会ということではないと思いますので、正直なところね、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、1回目終わります。

○議長（佐藤清隆君） それぞれ答弁願います。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 一般質問が自席だから答弁も自席かと今ちょっと勘違いしたんですが、この場所からお答えしてまいります。

小沢議員から御質問賜りましたことで、私からまずお答えしてまいりたいと思います。

これまで組合会が開催されてまいりましたが、東京電力福島第一原発事故で発生した放射能汚染物質の取り扱いについては、直近の組合会は3月16日でございますが、その組合会では議論はいたしておりません。記憶では、この事故発生後、平成24年5月に開催した組合会において放射能汚染物質の扱い、特に8,000ベクレル以下の一般廃棄物扱いということになっておりますことの扱いについて協議をいたした記憶がございますが、結論を見出すまでには至ってなかったという記憶でございます。

過般開催されました第9回の市町村長会議、3月19日に開催されました。報道、かなり詳しく報道されておりますし、県のほうは非公開ではありますが、議事録を公開するということになりますので、詳細はマスコミの方々、その後の知事の記者発表あるいは何人かの首長さん方に会見を求めたり、ぶらさがり質問もありましたので、かなり公開に準じたような形で報道もされておりますので、大方はその報道されているとおりでございます。

手元に詳細のメモは持っておりませんが、記憶をたどりながら申し上げさせていただきますが、9回、今回は県主催の市町村長会議でございました。第1回目は県、県知事主催、2回目が私の記憶ですと県から申し入れて環境省との共催と、3回目以降前回までは環境省主催、そして今回は県主催ということで開催をされてきたところでございました。

それぞれ回を重ねる中で、この放射能汚染物の処理を終えなければ震災復興というものは終えないと、これはやはり処理をすることによって震災復興進めるべきだということで市町村長さん方が一致をいたしております。また、同じ被災地として同じ東北として福島に新たな過重な負担はさせるべきではないということも確認をされたり、あるいは指定を県内集約の場合のその場所については、それぞれの市町村が減容化に努力したり、集約された場所が復興に支障が出ないように支援をしていくことなど確認されながらこれまで進めてきたところであります。その間の経緯は報道されてるとおりでありますし、議員の皆様方も御承知のとおりで

ございます。

今回県主催で行いましたのは、前回候補調査予定地になっておりました3自治体から返上したいという申し入れがあり、それを受けて県が県主催の市町村長会議を開催したということでございます。その席で環境省のほうから、その後の時間的な経過の中で汚染物の測定数字の直近の報告がされ、それを受けた今後の方針、考え方をお示しをされたことを受けて環境省に対する質疑があり、その後環境省が退席をいたした後、そのことを受けてどうするかという話し合いがされたところでございました。その席で改めて加美、栗原、大和の3市町長から候補地返上を改めて表明をされたというふうに、でございます。

会議の中で知事は、この返上表明を知事として預かるということは表明されました。そして4月以降の市町村長会議でも議論をすると。その間、方針が決まるまでの間は調査を中止していただくという旨の申し入れをするということを表明されたと記憶をいたしております。

また、未指定の廃棄物につきましては、これは今の部分は8,000ベクレル以上の指定のものですが、未指定の廃棄物についても環境省の責任で全量測定をすることを、これは全会一致で確認をして国に申し入れをするということを知事が表明をされました。また、8,000ベクレル以下ですが、もともと8,000ベクレルがあつて再測定して8,000ベクレル以下になったもの、最初から8,000ベクレル以下であつたもの、これについては認識が非常に分かれたところではありますが、国は一般廃棄物として市町村で処理ができるという方針を示されたところですが、これについては大変に反対意見が各関係自治体から出されたところでもあります。そういういろんな議論の中で次回の市町村長会議に県が、この8,000ベクレル以下の廃棄物処理について方針を示して議論をしたいということでございました。そういうことが大方まとめとして最終的に知事が表明されたのではなかったかと記憶をいたしておりますが、詳細はいずれ議事録が公開されると思いますので、その折、議事録をごらんをいただければと思っております。

あわせてそれぞれ発言の内容が問われたわけですが、これもメモをとっておりませんし、そのときの環境省の説明などを受けて申し上げましたのは、私自身が申し上げましたのは、一連の経過の中で井上副大臣が2回目から入っておりますが、国の責任でしっかりこの問題を解決していく、対応していくという強い姿勢で臨まれておりましたが、今回の井上副大臣の表明、立ち位置というのは非常に国の責任を後退をしていると受けとめられるような言い方や表現があつたことで、国がこの問題に対する認識に後退があつたのかどうか、引き続き国の責任というものをどう考えてるのかということをごたささせていただきましたし、8,000ベクレル以下が一般廃棄物になるとはいいながらも廃棄物処理法あるいは特措法、これによってそれぞれ扱いが変わってくると。まあ廃棄物処理法の場合は放射能汚染物は処理はできないということになっておりますし、特措法では当分の間できるということになっておりますので、そのことと法律上の区別だけでは現地では納得のできない不安を抱いている方々がたくさんいるので、現地での実情に即した対応策をしっかりと出さないことには解決できないのではないかとこのよ

うなことを申し上げた記憶がございます。

何にしても、国がこの問題から後退することなく責任をもってしっかりやるようにということと、各市町村それぞれ対応が、内容も対応もそれぞれ非常に違いがあるわけですので、市町村長会議を招集している県が国に対してまとめて物を言うことも含めて市町村の垣根を越えて一体的な方針を指導力をもって表明するよにということなどを申し上げたと記憶をいたしております。

何にいたしましても、今後4月下旬から5月上旬にかけてといわれております次回の市町村長会議に県と国のやりとりの報告、あるいは県が8,000ベクレル以下の廃棄物処理についての県の具体的な処理方針というものが出されるのではないかと、こう思っておりますので、その内容を見て、引き続きこの処理について前に進むように取り組みをしてまいりたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） ほかに答弁ありませんか。（「次に副管理者」の声あり）誰を要求するの。（「加美の首長」の声あり）

猪股副管理者。

○副管理者（猪股洋文君） 会議の内容につきましては、今管理者が申し上げたとおりで、おおよそあります。

私のほうからはですね、3候補地それぞれ地滑り地帯でもあり不適地であると、3候補地を白紙撤回すべきであるということ、まず申し上げさせていただきました。4点ほど申し上げたんですが、2点目としましてですね、この8,000ベクレル以下の処理でございますけども、一般廃棄物と特措法ではくられておりますが、これは市町村に任せられても、そう簡単でできるものではない。市町村に任せるのではなくですね、国・県も主体的にこれはかかわっていただきたい。例えば説明会開くというときですね、市町村でやんなさいということじゃなくて、やはりこれは環境省がきちっと出てきてやるとか、そういった主体的にかかわっていきべきだというふうなこと。

それから3点目としてですね、この減容化の中で焼却という方法があるわけでありましてけども、現実的には焼却をし、減容化を図るということは大変これは困難であるというふうなお話もさせていただきました。また、国のほうがこれまで焼却をし、最終処分場が決まっていなければ使えないといていた処理加速化交付金、これ大変柔軟に使えるというふうな案を出してきました。いわゆる焼却以外のペレット化なり堆肥化なり、さまざまな減容化にも、そして最終処分先が決まっていなくとも国の加速化交付金を使えるというふうにいつてまいりましたので、そういったものを使いながらですね、何らかの形で減容化を図るべきだろうということ。

それから、最後にですね、やはり最終的には特措法の改正、基本方針の見直しというものをぜひ知事のほうから国に訴え続けてほしいというふうな4点ほどお話をさせていただきました。

また、加美町に未指定50トンあるというふうなお話でありましたけども、現在我々確認し

てるのは0.8トンですね。焼却灰、もともと36トン、牧草36トンあるということでありましたけども、昨年3月、ちょうど4年たった時点で調査したところですね、既に1,000から2,000ベクレルぐらいまで減容化、低減しておりましたので、そのことについては既に一般廃棄物になってるという理解でございます。以上です。

○議長（佐藤清隆君） 早坂副管理者。

○副管理者（早坂利悦君） 市町村長会議では、直接は私は発言しておりません。ですから、考え方ということでちょっとだけ述べればいいのかと思います。我が町では8,000ベクレル以上の指定廃棄物はありません。放射能含んだ廃棄物は数百トンございますけれども、8,000ベクレルを超えるものはございません。ただ、そうはいってもたまたま我が町はですね、この3つの候補地といわれる間に挟まれた状態になってます。いわゆる加美町と大和町が候補地になっておりますので、いずれにしましても影響がございます。ですから、候補地と同じような考えで私も自分の立ち位置としてはですね、そういう立場で判断をしたいというふうに思っています。

今までで感ずることは、環境省の責任ということはもちろんだと思いますが、東電の責任はいかなものかと、ですから今回のこの意見書の中にも最初に特措法の見直すということがありますので、このことについては私も大賛成です。

それで、さらにですね、やはり最終処分場については、幾らこれ話しても県内のどこの町でも多分納得はしないと思います。ですので、やはり東電の責任ということで東電の敷地の内に最終処分場は設けるべきではないのかという考えでございます。

ただ、市町村長会議では、まだ発言しておりませんので、みずからの考えは、この程度でございます。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 相澤副管理者。

○副管理者（相澤清一君） それでは、皆さん答えましたので、私からもお答えさせていただきます。今るる会議の内容は大崎市長が語ったことでございますので、私も少し議論をしたこととお話をさせていただきます。

未指定の廃棄物につきましては、やはり早急に調査をして、その単位、放射線量をしっかりと調査をして、早急に片づける大きな問題であろうと。ただ、やはり物が物だけに放射能というものだけに非常に難しいと。大崎地域でそれを処分しようとしても、今現状では到底ごみ処理はできないし、放射能の処分は、それはできませんよと。

そういうふうな中で、ある首長さんからちょっと提案ありましたけども、例えば震災のときに仮設をつくりました。仮設のごみ焼却施設をつくりました。そういうふうなことで、今現状がそのような状況であればそういうふうな方法もよろしいのではないかと、そういうふうな御提案ありましたけれども、私もそれには大いに賛成をいたしました。

しかし、しかしながら、やはり地域住民は非常にそういう面では放射能ですから懸念をする、非常にハードルは高いと思います。しかしながら、これを何とかしないと今のまんまでは、当

然これからもずっと残ると、そういうふうなことで、とにかく強く国に働きかけて、そういうようなことはできるだけ前に進めなければいけないというようなお話をさせていただいたという記憶がございます。以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 大変御答弁ありがとうございました。管理者、副管理者、それぞれ市町村長会議でお話しされたことなり、感じてることを率直にお聞かせをいただきました。大変私も大崎地域広域行政事務組合の議員になって、出たり入ったりありますが、20年も前から議会ね、席汚しておりますが、それぞれの正副管理者からこういった形で御答弁いただいたのは初めてでございます。大変すばらしいことでございます。

それで、本年の第1回市議会、それぞれの町の町議会でそれぞれ施政方針ね、町長さん、市長さん方がお話しされておるのでありますが、その中で一つには処理方法についてね、例えば大崎の市長の施政方針は、牧草については、適切な一次保管に努めるとともに減容化の検討を進めていくと。その内容としては堆肥化であり、これは400ベクレル以下。それからペレット化だというような検討を進めるんだということ。

加美町の場合は、町長さんは、特に自分たちの調査踏まえましての話でございますが、茨城の市町村長会議が2月4日行われて、茨城県の市町村長会議は、15年後には0.6トンしか残らないと。8,000ベクレル以上はね。超えるものとはということもあって分散保管というのを市町村長会議で決めて、環境省はそれを認めるという態度になったということをつままして、いわば焼却場という形の最終処分場にこだわらないという方向を環境省は打ち出したと、こういうことを述べながらいろいろお話しされているのでありますが、差し当たっては恐らくどの市や町も安全な管理はしっかりやんなくちゃだめだということだろうというふうに思っています。

そこで、ちょっと一つだけお聞きしたいんですが、組合会で直近の組合会では検討なさっていないようですが、先ほど言った特措法では、一応8,000ベクレル以下のものについては市町村に責任を負わせるという形になってるというふうになってます。

しかしながら、一般廃棄物については、大崎は広域行政でやるというふうになってるね。大崎広域行政としての統一見解をもって対応していくのか、それともばらばらでやるのかということはどうなるのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 今の御質問につきましては、私どもも施設を持っている以上、1市4町の構成の枠組みとして共同処理事務に付するということからすれば、何とかしたいという思いはありました。

当時、先ほど管理者が御答弁の中で平成25年5月にその組合会で議論したということをおっしゃりましたが、その時点では加美町に加美クリーンセンターが休止のまま存在をいたしておりました。その8,000ベクレル以下の指定廃棄物にならない一般廃棄物とされるものに

については、何とかそこを利活用した形で復元できないかというようなことも含めて検討をした経緯がありました。かなり炉がですね、炉外になってまして、箱ものでなかったもんですから、かなり傷んで、その前段に何か雨が降って地下室まで水が蔓延をしていたというようなこともありまして、かなりそれを復元するには何十億もの金額がかかるというようなことを議論、報告。

あと、それとその保管態勢が各市町でどうしているかといったような情報交換、しならば広域としてどうするかといったことで、その時点では当然震災ごみを含めたごみ焼却場の稼働率は100%、あるいはその前後になっておりましたので、とてもその余裕がないと。通常的一般廃棄物ごみを処理するだけでも大変だと、そういうことからして私どもの施設としては当面それらを具体に対応する手だてはないということで見解を示しておりました。

その後ですね、いろいろ汚染稲わら、牧草、ほだ木を含めてどう実態が出ているのかどうか、管内の1市4町の衛生担当、そして農林資源物を担当する農林担当係長等の会議を定期的開催をし、そこに県の北部振興事務所からもお入りをいただいて、時によっては環境省のほうからもおいでをいただいているような情報交換のやりとりしました。

ただ、決論的には8,000ベクレル以下を一般廃棄物として各市町村で処理しなさいといわれておりまして、なかなかその手だてがないということで、国はどう考えているんだと。じゃ、しならば今沿岸部で焼いている瓦れき処理が、もう終えんを、身近にその時点では差し迫っておりましたんで、あれを何とか生かして、その活用方策は見出せないのかといったようなことの議論もさせていただいております。

しかしながら、当組合としては、その方向性は今の現施設の中では到底対応できるものではないし、さりとてその残る焼却灰について、埋め立てをどうするかということについては、先ほど議員からも御指摘あったようななかかわりで、どうしても埋め立ては不可能でございますので、そんな事実関係も踏まえながら私どもでの処理対応は困難であるということ、今時点でもそういう考え方で思っておりますので、これからは先ほど議案第16号で意見書採択をされておりますが、やはり特措法の国の環境省のやっぱり改善を求めていかないと何ともいえないのかなという思いをいたしております。

統一的な見解としてはどうするかということは、当組合としては、いまだ持ち合わせておりません。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 焼却施設は大崎広域しか今持ってないわけですが、これは簡単に燃やせないということでもあります。そこでなんですけども、例えば市町村長会議、4月の後半あって8,000ベクレル以下の処理について、扱いについて、どうするかということが県のほうから一定の考え方が示されてくると、案が、そのときに大崎1市4町の首長さん方が一定の統一見解をもって臨まれないと、ばらばらではうまくないんでないかという私思うんですが、その辺はどんなものでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） お尋ねの件については、一理あるのかなという思いをいたしております。そういう時宜的なものを見定めながら、次回の組合会等々である程度協議に付する案件にもなり得るかなという思いをいたしております。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 大崎地域広域行政事務組合として、この特措法のまず見直しをね、これはやはり求めるという点は、これは一致もちろんできるわけでしょうから、これは1つ。

あと、もう一つですけども、やはり我がほうはとにかく燃やせといわれても燃やせないと、これは燃やせる状態にもないと、住民との関係でも、その両面があるわけですね。これに対して、つまり何であれ法、特措法を見直す前であっても環境省責任をもたなければならない状態がここにあるんだということに理解してもらわなきゃだめです。さっき管理者が言ったとおりでと思うんですよ。これをやはり環境省に認めさせると、見直しについて抵抗するかもしれないけど、何であれ大崎はそういう状況なんだということ、これははっきりしなくちゃならないと思うんです。

なお、8,000ベクレル超のものもあるんだけど、未指定だということ、これ測定すると、それから8,000ベクレル以下の一般廃棄物扱いしてるものについても、これも測定をしていただいてですね、どれだけの濃度のものが幾らあるかを正確に把握して、それに基づいて対応方針をここでは検討するという、特措法が仮に見直しされる前であっても、それはやらなければならないことだと思うんですよ。さっき加美町の町長さん、副管理者からお話しあったように、大和、未指定のものが県のデータでは50トンなってんだね、今でもね、これが実際は0.8トンだと、例えばこういうふうになってる。それから牧草1,936だけでも、これももしかしたらもっと少なくなっているかもしれないということもあるので、このことは求めて、そしてやっていただいて我々の対応できるようにするというふうにはいかがかと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 今のお尋ねいただいたことについては、当然私どももその実態把握は基礎データとしてきちっと持ち合わせていかないと、その上の深化ができないということにもつながりかねないので、そういう部分は、ぜひ機会を捉えて県・国のほうにも訴えていきたいというふうに思ってますし、先ほどの案件も含めていろいろと次回の市町村長会議を含めた対応協議ということで組合会などへのいろんな協議に付してまいりたいというふうに思ってます。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 8,000ベクレル以下ですね、このままにはおけないものが先ほど私が申し上げましたように、もしも大崎牧草で7,321トンなんです、これが大分減ってるということであるのか、ほぼ変わってないという状況なのかによっても対応が違ってくる。漏れ伝え聞こえてくるころによりますと、この8,000ベクレル以下のものについて

ですね、仮設の焼却施設をつくって一気に燃やしてしまったらどうだという意見がどうも一部にあるようであります、これがこの辺で燃やされたんでは、これまた大変なことになるのでね、実際に測定してみたら大した量でないということであるならば、やはりしっかりした保管やってね、減容化を待っていくという方向も、これははっきり見えてくるんだと思うんですよ。ですから正確なデータをつかんで対応をするということに撤すべきだと思います。

なお、この問題につきまして4月か5月初めに行われる市町村長会議前に組合会におきましてですね、しっかりした議論をやっていただいて、統一見解持ってね、会議に臨むように希望しまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤清隆君） 次に進みます。

3番加藤善市議員。

○3番（加藤善市君） 3番加藤善市でございます。私は通告しておりました大崎広域斎場基本計画構想について、構想の進捗状態についてということでの通告させていただきました。実は今回の定例議案書をいただいたときに全員協議会が開かれ、その中にこの斎場の問題が出るということでもございましたので、どういった報告になるのかわからなかったものですから通告書は非常に簡単に書かさせていただきました。きょう御説明をいただきして通告より若干広くなることを、まずもってお許しいただきたいというふうに思っております。

きょう、全員協議会の中で斎場候補地の選定結果についてということでの報告をいただきました。この報告の中のいわゆるA地点、そしてその隣接、南側隣接の候補地、いわゆるともに評価点が1位、2位の地点であります。このことが実は私の住んでおります地域に、この2つの候補地がありますので、これまでの地元としての時系列的な動きを示しながら広域の判断、広域としての判断を改めて確認させていただきたいというふうに思っております。

大崎市の議会の中で広域議員というのは4年任期でありません、2年ごとの交代であります。ですから、広域のいわゆる長いスパンでの長期計画はなかなか大崎市の議員であれ詳しく知らないのが実情であります。私が広域議会に来る前に前任者に、どうも斎場候補地があなたの周辺に行くような話だよということの話を前に聞いたことがありました。しかし、自分の住む地域にそんな候補地なんていうのはないなというふうに思って軽く聞き流しておったんですが、平成26年11月26日に芙蓉閣で行われました大崎広域の合同勉強会、それから交流会、そういった中で初めて桑針地内ということの表現が出されたわけであります。2日後の28日に大崎広域の臨時議会が開かれまして、広域議会終了後バスにて全議員によります4候補地の実態調査、実情調査、現地調査ですか、現地調査を行われたわけであります。バスに乗りまして向かっていきますと、やはり桑針に向かっておりまして、見せられたところは桑針というよりは、私はあそこは中目地内だなというふうに思ったんですが、中目の所で説明を受けました。それから3カ所回ったんですが、交通の便、それから環境等々見ますと、それぞれ各議員が評価をするようにというメモ用紙よこされたわけではありますが、どう見てもこの桑針地内と表現されてる地域が群を抜いてるなというふうな私なりに思ったわけあります。

これは非常に大変なことになる。なぜならば、この地域は非常に米づくりに大変米づくりに情熱を向けてる地域でございました。今とも補償制度がありまして減反政策というのはそれぞれある程度自由になったんでありますが、まだとも補償制度ができないときにですね、この地域は他の地域に10万5,000円を払ってでも自分たちは米づくりを選んで減反をしないで米づくりをしたっていう地域であります。その米づくりの情熱の歴史を考えれば、この地域にこういった農地をつぶして斎場をつくるということは非常に難しいという私なりの考えをもちまして、翌29日に中目とそれから谷地中の両行政区長にこういった計画があります、それでどうぞ地域の皆さん、これから広域がいろいろ説明するでしょうから、いろいろ意見も聞いてみてくださいというお話しました。12月10日にあそこ敷玉地区であります、敷玉地区振興協議会が開かれまして、その中でも私は顧問でございますので、その話をしながら敷玉としてこの事業を、どのように考えるかということのお話もさせていただいたところであります。

ところがですね、1月1日に谷地中行政区の総会が開かれました。ここは毎年元日の9時から総会開かれておりまして、私はその2次会、いわゆる懇親会の席に毎年御招待いただいて参加させていただいてるんでありますが、その席上、谷地中で全会一致で斎場を誘致するということが決まりましたということを知り、私も非常に驚いたわけです。そこで、いわゆる最終候補地は中目行政区、谷地中の皆さんは実は私もこれに対してはなかなかわからない、あなたらもこれに対していかに中目であろうとも谷地中に協力するんですよということの念まで押されて皆さんの全員一致で誘致するとの関連策を報告し、報告を受け、またそのことを広域の事務局にも公表したわけでありまして、2月9日に大崎広域行政事務組合に対して重点候補地として調査の、調査地として要望していただきたいという要望書を提出をいたしました。

ところが、大崎広域でこの種の用地がなかなか確保できない中で手を上げていただいたということに対して大変好意をもっていただきました。非常にいろんな話の中でだんだんだんだん候補地が同じ谷地中の中でも候補地が決まり始めたときに、その谷地中の副区長さんが突如として4月に反対を表明されました。なぜなのかって私もお話を聞いたんでありますが、斎場が目に入ると、どうもぐあい悪くなる。それから奥さんが霊が見えるので非常に気持ち悪いという話で、最初から斎場が自分の地域内にもってくるってわかってんだから毎日見えっぺなという思いをしておったんですが、急遽わからないような話が始めて、反対運動を始めたわけがあります。

それに対して賛成者の皆さんに対して、私はどうするんですかっていう話をしたときに、ぜひ説明会を早くしてくれと、なぜならば正式に大崎広域行政から説明もされないのに賛成の運動はできないという話をいただき、私も何度となく大崎広域に対して説明会の開催を要求したわけでありまして。なかなかいろいろな諸事情があったんでしょうか、説明会が開催される前に12月25日に反対の名簿を集めて広域に提出になりました。

そして、1月1日、また谷地中の総会があったわけでありまして。毎年、24年間毎年呼ばれた総会にですね、ことは来ないでいただきたいということがありまして、きっとじゃ谷地中

で、いわゆる最高決議機関で、総会が最高決議機関ですから、去年決めたことを変えるのかと思ったんですが、変えなかったんです。そのままなんです。ですから、私は谷地中で確認したんですが、谷地中はあくまでも斎場誘致が決定機関、決定した事実、決定したままですかって、そのとおりだと谷地中の皆さんは、そういうふうに答えてるわけでありまして。

1月の21日に谷地中で初めて説明会が行われ、2月2日に桑針で、2月4日に私の住む深沼で説明会をいただいたわけでありまして。

この一連の流れの中でですね、非常に地域の皆さんも疑問に思ってる、また私も疑問に思ってることが出てまいりました。要はこれから谷地中のみならずA・B・C・Dと、こう候補地があつて、これからいろいろ広域でも全、この調査結果を踏まえて、もう一回説明に歩くんでしようが、そのときにですね、どういうふうな基準で選定していくのかということの疑問であります。

まず、初めに今回の谷地中で28戸の集落です。反対者の、最初全会一致だったんですが、1人が急遽反対、4月に反対に回りました。それに賛同したのはですね、最初自分の家の用地がかかると思ってたんだけど、かからないからといった方が1人反対に回りました。何なんだろうというふうな思いをしたら、結局3人が反対しております。25人中、25人のうち、28軒のうち3軒が反対。地元としては、いまだに誘致の意向はありますという、ほとんどの皆さんがそういうふうに言ってるわけですが、これを地元として合意してるというふうに見るかどうか。

それから、いわゆる近隣の集落、これは全くもって用地がかかる人はおりません。しかも、2月2日の桑針の説明会のときには、私も桑針行政区から出席要請が来ましたので説明会に参加させていただきまして、いろんな方のお話も聞きました。言ってることがよく、この方たち反対の理由がよくわからない。いろんなことを情報集めてみますと、要は斎場から黒い煙がもくもく上がって、それでいわゆる環境が汚染されたり、それから風評被害で農作物が売れなくなる、そういったことをお話ししながら反対名簿を集めて歩ったということがだんだん聞こえてまいりました。

そうしますと、その反対名簿、私も書いた人に何人かお会いしました。そして一番驚いたことは、この反対名簿集めた一番の主流な方は、実は元議員さんでございまして、非常に長い経歴のある方で、しかも旧古川の議長した方でございますんで、非常に広域にも、広域議会にも非常に詳しい、広域の事業にも詳しい、そういった方が反対の名簿集めて歩いたわけがあります。当然来られれば書く、書いたという人たちが大分います。そうしますと、反対というのはどこまでが反対として広域では見るのか。本気になって、例えば加美町で行った指定廃棄物の最終処分場、これは町ぐるみでみんな反対した。それとは違って地域で反対して看板上げてる、そういったものでもない。こういった中で反対をどういったくらいで、1人でもあれば反対と見るのかどうかですね、こういった判断基準になってるのか、お尋ねをしたいなと思います。

さて、今後の進め方についてお尋ねしますが、先ほどは視察を兼ねてやるということですので、それは大変いいことだなというふうに思いますが、このA候補地だけなのか、A候補地の隣も含め6カ所の候補地の住民を対象にするのか。

実は谷地中、A候補地がもめている、急にもめ始めたのですよね、いわゆる中目行政区の中で今度新たな動きが出てまいりまして、ならば中目に誘致しようじゃないかというような動きが行政区長から相談を受けました。私のほうとしては、まだ谷地中も結論出ないし、広域としてまだどういった動きをするのかも出てない中で、今はまだやめたほうがいんじゃないすかという話をしてしておりますが、改めて今後の進め方についてお尋ねをして、1回目の一般質問とします。

○議長（佐藤清隆君） 大変御丁寧な質疑であります。答弁願います。

大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 加藤善市議員からは、これまでの経緯、経過を含めて時系列を交えながら詳細にお話をいただきました。もとより加藤善市議員にあつては、有機米栽培を心がけている一農家の篤農家でもありますので、その農地への思いははかり知れないところがあったんだろうというふうに思っております。そういう中でも自分の議員活動を通して信頼と友情を築き上げてきた結果として、私どもの候補地選定に当たって議員が対象とする地域のエリアの新年会の席上の中で全会一致で決まったという朗報をいただきながら、近々に要望書を提出しますというありがたいお言葉も頂戴しながら、その期待とその真意を心に秘めながらきたところでもございます。

結果としてですね、私どもは、どうしても地域対象となった地域については、地域民のやっぱり心をやっぱり下調べをしないと何ともいえない部分がありますので、そこで重点候補地としての要望をいただいて、さらには反対、何人いるかわかりませんが、反対意見を含めた要請書もいただきましたので、これ以上私どもの施設を、そこに標榜することによって地域を二分するような地域分解だけはさせたくないという思いがありまして、いち早く指示を出しまして担当区長と相談して、早く説明に入るよということで調整しろと、しなさいということで入りました。

入った結果として、先ほど実際のところ3人しか反対がいなかったとか、いろいろその苦渋のお話がありましたけれども、そのときに総じてお話しあったのは、当時、昭和の大合併のときに小牛田町と旧古川に、どちらに行くか、編入するかによって板挟みになった地域でもございますので、そのときの思いが感情込めて訴えられました。70何年たって、今でこそやっとうこういう平穏無事に地域が一丸となってやっとう浄化した環境の中に、火葬場一つによってまた我々の地域を二分するのかと、そういった大きな声もいただきました。そういう中で最終的にはまだ私どもの前段の候補地選定の結果が出てませんでしたから、きょうはその基本構想の説明といろいろ皆さんの御意見を拝聴しながら、今後の斎場整備についての方向性を見出していきたいということでとどまらせながら、3地区回りました。

結果としては、冒頭申し上げたように積極的反対、そして消極的反対、消極的反対というのは3行政区ありますんで、私たちは候補地となるところから遠いんだけど、同じ北浦3区で一緒に暮らしてきた仲間だと、やっぱりおらほだけ賛成して向こうが反対では到底心が痛む思いがあるので、そういう意味では消極的反対だよというお話を総じていただきました。

そんな思いを含めながら、結果として全協の中でも報告をさせていただきましたが、一旦進んだ道を途中で挫折するわけにはいきません。そういう意味では私たちの思いを、もう一度この線引きをした候補地選定の基準に従って一度は堂々と、また道歩きたいというふうに思っております。

その結果として、再度どういう状況になるのか、加藤議員がおっしゃったことの判断基準とか今後の進め方ということでございますけども、でき得ることであれば、やっぱり加藤善市議員にも、もう少し、もう一步踏み出してやっていただけると、私たちも加藤議員と両輪のごとく地域に溶け込む要素が出てくるのかなという思いもありますんで、そういう思いを共有しながら今後対応してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、誘致の御意向もまだ内在してるように伺いましたので、そこところは行政区長などを通して私どもの思いを訴えながら、一応説明会には入りたいというふうに思っております。その上に立って先進視察をどうするかといったことは、先ほど小沢議員にもお話ししましたが、その上に立って先進地視察のあるべき姿を、どう捉えていくかということの方向性を導いていきたいなというふうに思っておりますので、どうか加藤議員におかれましては、今後とも私どもへの側面的な協力と一緒に共有する情報を含めて御尽力、御協力を賜れば大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（佐藤清隆君） 加藤議員。

○3番（加藤善市君） 御答弁いただきました。私、ぜひ、ならばぜひ谷地中という気持ちであります。どちらかというとも無理しなくてもという気持ちもあります。

ただ、私が一番、地域のルールを破った声が行政にどンドンどンドン届くのは違うんじゃないかなと。みんながルール、総会というルールで決めたことを、みんなで同じ方向を向いて歩いて、そのとおりにしましょう、その中で何か問題出てきたら、また地域で協議しましょうというのならば、私はそれはね、谷地中であろうと北浦であろうと中塚であろうと、それはそういうふうに決まれば、それはそれでいいと思うんです。

ただ、谷地中の今回の例を見ますとみんなで手挙げて、この地域を変えましょうと。本当は齋場じゃなくてもっといいのが欲しいんだけど、齋場というものが候補地になった以上、ならばこのことによって地域を変えましょうという思いで総会が成立したんだそうです。その思いがたった1人の方で、しかも反対する人の声っていうのは非常に大きく聞こえるもんですから、あたかもその地域全体が反対してるっていうようなイメージにとられやすいんですが、私はそうではないと。さっきもお話しましたが、賛成してる人たちは、ほとんどが賛成なんです。一度、説明も受けなくて最初から賛成ということはないだろうと。ですから一度説明して

いただきたい。そうすると一度説明していけば、あっこんな立派な事業ならば、もろ手を挙げて賛成しましょう、そういうふうなお話だったんです。

ですから、今回それぞれ今回候補地になった4つの皆さん、私は先ほど小沢議員のお話聞いて全くそのとおりだなというふうに思うんですが、もう一回、入る前にもう一度その地域の人たちを対象に先進地視察を先にしたほうがいい。斎場というイメージが、斎場というとは違いますが、みんな火葬場っていうんです。火葬場っていうイメージでは、どうしてもイメージが違います。ですから、新しい斎場計画です。新しい斎場を見せてから、もう一度それぞれ地域、皆さんの地域はこういう施設をつくるための候補地になったんですよということによって、またこの受けとめ方は非常に変わるのかなというふうに思います。今後の進め方の中で盛岡、それから登米のほうにということのお話が先ほど御答弁いただいておりますが、私は先に説明会をするんじゃないで、先にもう一回この関係者たちにぜひ見ていただくように、先に私は現地視察をしていただきたいと。私はそれぞれの地域の皆さんに、あんだだち、そんなごとく言わないで、とにかく広域は絶対先進地視察するから文句言わないで、バスに乗せられて行けって言うてんです。行って、とにかく今どういったのが斎場になってんのか、そういった例を見ながら、もう一回広域と話し合いしていただきたいということの話を私はしておりますので、ぜひ先にその候補地だけではなくて、それぞれの地域全てに自由に参加していただきながら今の斎場っていうのはこういうもんですよと、それからいわゆる周辺が、周辺にも見せていただかないと周辺も勝手なことを言うてんです。もう最初反対署名活動するとき、無責任な話ですから、そこに出てるのは。ですから、そういったことを払拭するためにもですね、私はぜひ先に現地、先進地をですね、見せていただいてから説明会をしていただきたいと御要望申し上げて、これはあと幾らやりとりしても進まないことですので、やめさせていただきますが、ぜひそのことを御要望して……（「答弁もらわないの」の声あり）もらいますか。じゃ、答弁もらえということですので。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 御要望だけで結構でございましたんですけども、前段申し上げられました地域のルール、この地域のルールは私たちの範疇に及ばないところでございますので、その地域のルールがどうしてそういうふうになって決まったのか、どうしてその過程の中で要望に至ったのかというのは私どもは信じるしかないもんですから、そういう部分ではそういうことで申し上げておきたいというふうに思っております。

あと、後段の先進地視察については、これは一長一短の問題がありまして、ある場所でいろいろ候補地をめぐり合わせたときには、とにかく一旦現地を見てくださいますと、新しいつつう施設を、いやいやあんだだち、おれらそごさ連れていってごまかすんだべ、何で話も決まんねうちに視察などしてられっかやと、そういう話もいただきました。

そういう意味で、どっちを先に二者択一としてとるかについては、また今後の時限的な問題もありますけれども、いずれ先ほど申し上げましたようにそういうもろもろの諸条件を克服し

ながら現地視察，つまり先進地視察も当然考えていきたいというふうに思っております。ひとつよろしく御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） よろしいですか。（「よろしいです」の声あり）

これで一般質問を終わります。

これをもって，本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって，平成28年第2回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

---

閉 会

午後2時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月25日

議 長 佐藤 清隆

署 名 議 員 小沢 和悦

署 名 議 員 伊藤 淳